

# 第3章

.....

## 施策の方向



# 【 1 】 計画の基本理念

- 子ども・若者は生まれながらに権利の主体であり、自分らしい人生を自分で選ぶことができます。
- 子ども・若者が自分らしく生きるために、子ども期に「豊島区子どもの権利に関する条例」に掲げる『大切な子どもの権利』が保障され、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けながら、今とこれからの最善の利益を守られることが必要です。
- 豊かな文化を育み、様々な価値観をもつ人々がお互いを尊重し合い、共生するまち豊島区。このまちで、子ども・若者は、身近な愛情に包まれて、自己肯定感を育みながら自尊感情を醸成し、健やかに成長するとともに、多様な他者ととも未来を切り拓いていきます。
- 子ども・若者との対話をしながら、区のあらゆる施策に「豊島区子どもの権利に関する条例」に掲げる子どもの権利保障の理念を反映するよう、ともに進めていきます。子どもの声の反映に当たっては、家庭、子どもに関わる施設、地域、行政など関係する機関と緊密に連携し、子ども・若者の多様な声を丁寧に聴き、施策に結び付けていきます。
- すべての子ども・若者が、社会の一員として今を主体的に生き、明るい未来を切り拓くために、安全安心に暮らし、成長できるまちづくりを推進します。

## 【 基本理念 】

子ども・若者とともにつくる  
子どもの権利が保障され  
自分らしく成長できるまち豊島区

## 【 2 】 基本的な考え方

豊島区では、計画の基本理念を実現するために、次に掲げる6つの目指す姿へ向けて必要な施策を進めていきます。

### 1 子どもの権利が保障され子どもが自分らしく成長できるまち

すべての子どもは、生まれながらに皆等しく、子どもの権利を持っており、その権利は保障されるものです。そのために、以下の取組を進めていきます。

- 子どもや子どもに関わる大人が子どもの権利への理解を深め、学びを継続することで、子どもの権利保障の理念が浸透するよう取組を推進します。
- 子どもの社会参画を進めるため、自分のことに関する子どもの意見が尊重されつつ表明され、それを大人が受け止め、フィードバックするといった意見反映の取組を進めます。
- 子どもが安心して過ごせる環境を確保するために、子どもの居場所を充実化させていきます。
- 大切な子どもの権利が虐待やいじめなどにより侵害されないように権利侵害防止に取り組むとともに、権利侵害が生じてしまった際のサポート体制を整備します。

### 2 妊娠期の方や子育て家庭が安心して子育てできるまち

子どもが健やかに成長するためには、家庭が孤立することなく、また、保護者が過度な負担やストレスを感じることなく、子どもと安心して暮らせる環境が必要です。そのために、医療・健康支援、子育てサービス、家庭教育・相談支援、及び生活困窮やひとり親家庭への支援といった妊娠期の方や子育て家庭に係る包括的な支援を切れ目なく、プッシュ型で進めていきます。

### 3 子どもが主体的に学び育つことができるまち

子どもが自己肯定感を育み、自己として確立していけるように、子どもの育ちに係る質にも目を向けて、幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実化を図ります。また、子どもの主体性を尊重した学校環境を整備していきます。

## 4

## 若者が社会とつながり合い自分らしく成長できるまち

若者が主体的に自らの人生を歩み、社会の一員として経済的・社会的に自立していけるように、生活力の向上や健康の確保を図るとともに、就労支援・相談支援を行います。また、居場所や活動の場の充実度を高めつつ、若者の社会参画を支援します。

## 5

## 子ども・若者が安心して生きることができるまち

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通して、成長し、自立していきます。その過程においては、虐待、DV、ヤングケアラー、いじめ、不登校、引きこもり、障害、非行など困難な状況にあったり、外国籍や性的なマイノリティであるために生きづらさを感じたりしている子ども・若者もいます。そのような子ども・若者の多様性を容認し、インクルージョンの視点でライフステージを通じて支援します。

## 6

## 区民・地域・企業等が子ども・若者・家庭を支えともに成長できるまち

すべての子ども・若者の権利が保障され、つながり合い、最善の利益が守られる中で自分らしく成長できるように、豊島区の子ども・若者やその家族のために活動している人や団体、企業等と連携・協働して取組を進めていきます。また、良質な子育て世帯向け住宅の供給等の子育てしやすいハード環境を整備し、防犯や事故の防止等を進めることで、子ども・若者が安全かつ安心して成長できるまちづくりを推進します。



計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

# 3 施策の体系

基本  
理念

子ども・若者とともに  
子どもの権利が保障され  
自分らしく成長できるまち  
豊島区

目指す姿

取組の方向性



## 具体的取組

① 子どもの権利の普及啓発・情報発信 ② 子どもの権利に関する継続的な学びの推進

① 子どもの意見表明・反映及び社会参画の仕組みづくり ② 子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援

① 子どもの居場所の充実 ② 屋外遊び場の充実 ③ 活動・体験機会の充実 ④ 学習支援の充実

① 児童虐待防止対策・いじめ防止対策 ② 相談・救済体制の整備

① 妊娠期からの切れ目のない支援 ② 子どもの健康確保のための取組

① 子育て支援サービスの充実 ② 家庭教育支援 ③ 相談支援 ④ 生活困窮家庭への支援 ⑤ ひとり親家庭への支援

① 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実 ② 幼児教育・保育の質の向上 ③ 幼稚園・保育所と小学校の連携

① 子どもの権利に関する継続的な学びの推進 ② 子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援  
③ 学校における活動・体験機会の充実

① 子どもに関わる人への支援 ② 子どもに関わる人のための環境整備

① 日常生活への支援 ② 経済的自立への支援

① 居場所・活動の場の充実 ② 社会参画の推進

① 子どもの虐待防止、ヤングケアラーへの支援 ② 社会的養育の推進  
③ 子どものいじめ防止、不登校、ひきこもりへの支援 ④ 障害のある子ども・若者や医療的ケアの必要な子どもへの支援  
⑤ 外国にルーツを持つ子ども・若者への支援 ⑥ 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援  
⑦ その他配慮が必要な子ども・若者（DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など）への支援

① 相談体制の充実と情報発信

① 地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援

② 区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成 ③ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

① 子育て世帯にやさしいまちづくりの推進 ② 有害環境等への対応 ③ 事故予防・防犯の推進

① 文化・芸術に親しむ環境づくり

## ✓ 「4 取組の方向性と施策」の留意事項

ここでは、「3 施策の体系」のうち、「取組の方向性」「具体的取組」の別に、取り組む方向性と施策を記載しています。

「取組の方向性」ごとに【現状と課題】と【方向性】を記載し、「取組の方向性」には「計画の進捗を測る指標」を設定し、指標の現状と計画期間で目指す方向性を示しています。

### 「計画の進捗を測る指標」記載例

指標名	指標の現状	計画期間で目指す方向性
家で何かを決めるとき、「意見を言える」と回答した子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 86.5% ● 中高生 92.7%	目指す方向性(令和11年度) ↑

次に、「計画の進捗を測る指標」を向上させるための取組として「具体的取組」を記載しています。

「重点事業」については、下記記載例のように、事業ごと事業目標・目標値を設定して、その達成状況を点検していきます。

また、それぞれの「具体的取組」に関連する事業を計画事業として掲載しています。

「重点事業」や「計画事業」を推進することで「取組の方向性」の【計画の進捗を測る指標】の向上を図り、計画全体の目標達成を目指します。

### 「具体的取組」記載例

#### 2 子どもの意見表明・反映及び社会参画の仕組みづくり

##### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
6 としま子ども会議の開催  担当課 子ども若者課	子どもの区政の参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内在住在学の小学校4年生から18歳の子どもが、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。また、検討した結果を報告会で子どもに報告します。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
参加者数	17人	25人
提案採択数	2件	3件

##### ● 計画事業

事業名	事業目標
7 利用者会議の開催  担当課 子ども若者課 放課後対策課	子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。
8 新規 子ども版広聴事業  担当課 区民相談課	中学生以下の子どもから寄せられる意見・要望等に対して、担当課は改善等実施し、意見等を寄せた子どもには、回答文を作成して返信します。中学生以下の子どもからの意見要望等によって、区政運営の改善を図ります。

※令和2年度以降に新規で実施する事業や令和6年度時点において実施に向けて検討中の事業等、「子ども・若者総合計画(令和～6年度)」に掲載のない事業は、上記のように「事業名」の欄に「新規」と記載しています。

# 4 取組の方向性と施策

目指す姿 I 子どもの権利が保障され 子どもが 自分らしく成長できるまち

## 取組の方向性

### 1 子どもの権利に関する理解促進

#### 現状と課題

豊島区が平成18年に「子どもの権利に関する条例」を制定してから20年が経過しようとしています。この間、区はこの条例に定める子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映させるよう取組を進めてきました。しかしながら、アンケート調査においては、本条例を「知っている」と回答した人は保護者、子どもともに1割程度、子どもに関わる地域団体でも6割未満となりました。5年前の調査と比較すると認知度が少しずつ向上しており、子どもの権利に関する理解が進んでいる状況が伺えますが、区民に十分浸透しているとは言えません。

また、地域団体及び区施設職員に対する調査では、「子どもの権利について学ぶ機会がない」と回答した人が6割以上となっており、子どもの権利に関する普及・啓発が不足している状況にあります。

#### 方向性

「子どもの権利に関する条例」では、子どもが持つ権利を具体的に規定するとともに、家庭・施設・地域における子どもの権利の保障についても規定しています。家庭・施設・地域などのあらゆる場面で子どもの権利が保障されるためには、子どもや子どもに関わる大人が子どもの権利について理解を深め、一人ひとりが「子どもの最善の利益」を守り、それを実現させるために行動することが重要です。

「子どもの権利に関する条例」の趣旨や子どもの権利が広く子どもや子どもに関わる大人に浸透するよう、対象に合わせた効果的な手法での普及啓発や学習機会の確保に取り組んでいきます。

#### 計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
「子どもの権利に関する条例」を「知っている」と回答した割合	令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども 7.8%</li> <li>保護者 14.7%</li> <li>若者 1.8%</li> <li>区施設職員 77.0%</li> <li>地域団体 57.3%</li> </ul>	↑
職場や地域で子どもが子どもの権利を学ぶ機会が「ある」と回答した区施設職員・地域団体の割合	令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>区施設職員 54.7%</li> <li>地域団体 20.5%</li> </ul>	↑
区心理検査「自己肯定感」の設問における肯定的回答率	令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>小学6年生 69.8%</li> <li>中学3年生 74.2%</li> </ul>	目標値 80.0%

根拠:計画策定のためのアンケート調査、区心理検査

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

## 具体的な取組

### 1 子どもの権利の普及啓発・情報発信

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
1 「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子どもの権利及び子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	紙媒体の広報物だけでなく、動画制作やSNS活用など対象に合わせ浸透しやすい手法で展開し、また多くの方に普及できるよう区内イベント等での周知活動を行う。
担当課  子ども若者課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
多様な媒体による 広報・周知の充実	周知用パンフレット等の修正・配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・周知用の動画作成</li> <li>・区内イベント等での普及活動実施</li> <li>・SNSを活用した広報</li> </ul>

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
2 「子ども月間」事業	子どもの権利に関する条例に基づく「子ども月間」(11月)に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくります。青少年育成委員会においても地区ごとに運動会やお祭りなど子どもが地域活動に参加するイベントを行っています。
担当課  子ども若者課	

### 2 子どもの権利に関する継続的な学びの推進

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
3 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	教職員や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。
担当課  子ども若者課 指導課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
職員研修実施回数	5回	5回
区民講演会・出張講座実施回数	4回	10回

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
4 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体による子どもの権利を学ぶメニューを実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。
担当課  子ども若者課 指導課	
5 保育の質向上事業	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。
担当課  保育課	

## コラム 1: 子どもの権利って何だろう

子どもの権利は、子どもたちが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で、どんな子どももみな等しく生まれながらに持っているものです。そのため、豊島区では子どもの権利保障を推進するために、2006年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を定めました。

この条例の中では、子どもたちが虐待や体罰、いじめを受けずに安全に過ごしなが、一人ひとりの個性が尊重され、自分らしく成長することができること、そして、自分の思いや考えを大人に伝えることができ、それがしっかりと尊重されることが大切な子どもの権利として示されています。このことは、子どもたちが保護の対象としてだけでなく、社会の一員として尊重され、参画する主体であることを認めるものです。

豊島区では、子どもの意見表明の確保や社会参画の推進策として「としま子ども会議」や「子どもレター」等を実施し、自分らしく過ごしたり、遊んだりすることのできる居場所として「中高生センタージャンプ」や「プレーパーク」等も事業展開しています。

今後も子どもの権利保障に資する取り組みを推進するとともに、子どもの権利について多くの方に知っていただけるよう、広報物を作成したり、学校や地域に出向いて子どもの権利の講座等を実施していきます。



周知用パンフレット



学校での子どもの権利出前講座



地域での子どもの権利講演会

取組の方向性

2

子どもの意見表明・反映及び社会参画の支援

現状と課題

豊島区では、学校施設を活用した小学生の放課後の居場所である「子どもスキップ」や、中高生向け児童館である「中高生センタージャンプ」において利用者会議を開催し、子どもが自分の意見を表明する機会を提供するとともに、会議で出された意見は施設運営や行事の開催等へ反映させる取組を進めてきました。

また、子どもの意見表明機会の提供と区政参画を目的として、区政に関するテーマについて話し合い区長や区職員等へ発表する「としま子ども会議」を開催しています。令和5年6月からは、小中学生等の声をこれまで以上に区政に反映させるための子ども向け「広聴はがき」を区民ひろば等の区施設に設置し、区長への手紙として投函する「子どもレター」事業を開始し、意見に対しては、区取組内容を手紙の返信によりフィードバックすることで、子どもの区政参画を推進する取組を進めています。

令和5年度に実施したアンケート調査においては、子どもは家庭や学校で自分の意見を聞いてもらえており、また保護者や学校職員も子どもの意見を聞くことができていると認識していることが示されています。

一方で、子どもが地域で意見を言えると思うと回答した割合及び、地域においても子どもの意見を実現できていると思うと回答した割合は、家庭や学校と比べて低くなる傾向が見られました。

方向性

子どもの意見が尊重されながら社会に参画できるように、子どもが意見を表明できる機会を確保していきます。また、学校や児童館等の子ども施設においても子どもの意見や話し合ったことを受け止め、施設運営等に反映されるような取組を進めます。

また、子どもが地域社会の一員として主体的に地域に参加できるように、地域活動参加の機会確保や参画の支援を行います。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
家で何かを決めるとき、「意見を言える」と回答した子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 86.5% ● 中高生 92.7%	↑
家で「意見や思いを大切にされた」と回答した子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 52.2% ● 中高生 51.6%	↑
子どもが自主的・主体的に地域や活動に参加できる機会が「どちらかというところ」と回答した18歳以上の区民の割合	令和5年度 19.9%	↑
地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがあると回答した子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 35.2% ● 中高生 33.7%	↑

根拠：計画策定のためのアンケート調査、協働のまちづくりに関する区民意識調査

## 具体的な取組

### 1 子どもの意見表明・反映及び社会参画の仕組みづくり

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
6 としま子ども会議の開催	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内在住在学の小学校4年生から18歳の子どもが、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。また、検討した結果を報告会で子どもに報告します。
担当課	子ども若者課	
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
参加者数	17人	25人
提案採択数	2件	3件

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
7 利用者会議の開催	子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。
担当課	子ども若者課 放課後対策課
8 新規 子ども版広聴事業	中学生以下の子どもから寄せられる意見・要望等に対して、担当課は改善等実施し、意見等を寄せた子どもには、回答文を作成して返信します。中学生以下の子どもからの意見要望等によって、区政運営の改善を図ります。
担当課	区民相談課

### 2 子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
9 子ども地域活動支援事業	子どもが地域社会の大事な担い手として、大人と一緒に地域活動に参加できるよう、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行います。
担当課	子ども若者課
10 青少年指導者養成事業	小学校4年生から中学生を対象に、自ら考え、仲間と協力し合えるリーダーを養成するジュニアリーダー講習会を実施します。
担当課	生涯学習・スポーツ課

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

## コラム 2: 子どもスキップ・中高生センタージャンプでの利用者会議

子どもスキップでは、施設を利用する児童による利用者会議として「子ども会議」を開催しています。「子ども会議」では、購入する玩具、行事の内容、ルールやマナー決めなどを行い、子どもスキップの運営に児童自身の意見を反映させています。

また、中高生センタージャンプでは、中高生の意見を施設運営に反映する機会を保障するため「利用者会議」を月1回実施しています。購入する漫画や遊具、イベント内容などについて自由に意見を表明できる機会を大切にしています。さらに発展して自分たちでイベントを企画運営する「自主企画」は、「麻雀部」「自主企画ライブ」などの取り組みがありました。



「子ども会議」の様子



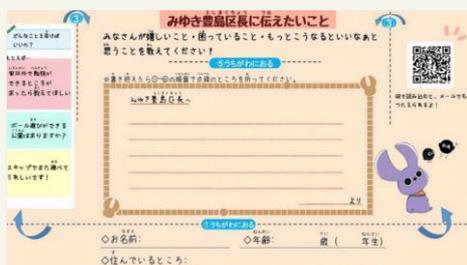
「利用者会議」の様子

## コラム 3: 「子どもレター」・「としま子ども会議」

「子どもレター」をご存じですか。これは、中学生以下の子どもたちが、直接区長に意見を寄せることができる仕組みです。区長はすべての意見に目を通しており、その中には区政を動かす貴重な意見もあります。子どもたちからの意見一つひとつに真摯に耳を傾け、丁寧な対応を心掛けて運営しています。

また、「としま子ども会議」という取り組みもあります。この会議では区政に関するテーマに分かれて、意見交換をしながら考えをまとめ、「意見発表会」で区長などの前で発表します。子どもたちからの意見は、区が実現できるか検討しその内容を「報告会」という形で子どもたちに報告します。

どちらの取り組みも、子どもたちの意見を区政に反映させるための重要な事業です。区は子どもたちが意見を表明しやすいよう工夫しながらこれらの事業を運営しています。



子どもレター



「バスケットの練習場が少ない」の意見から、バスケットゴールを増設



「としま子ども会議」の様子

## 子どもの居場所・体験活動の充実

### 現状と課題

子どもは、遊びを通じて自主性・創造性・協調性などを身に付け、心身ともに健やかに成長します。「子どもの権利に関する条例」においても、子どもが憩い、遊び、学ぶ権利や文化や芸術、スポーツ等に触れて豊かな自己や表現力を育む権利が保障されています。

豊島区では、子どもが安心して遊ぶことができるプレーパークや、学校施設を利用した活動の場である子どもスキップ、中高生の活動の場である中高生センタージャンプなどを運営し、子どもの遊び場や活動の場の充実に取り組んできました。

アンケート調査では、子どもスキップや中高生センタージャンプ、公園、区民ひろば等に関する満足度は高く、取組の効果も表れています。

一方で、それら施設の認知度や利用した子どもの割合は低く、また、子ども・保護者ともに子どもの遊び場や活動の場の整備を望む声は依然として多いことから、子どもが自由に遊び、自分の好きな活動ができる場の広報と拡充が必要とされています。

### 方向性

子どもが安心して憩い、遊び、学べる環境を確保するため、子どもの居場所や遊び場の整備を検討します。既存の施設については、子どもにとってより魅力のある居場所になるよう内容の充実に取り組むとともに、居場所の拡充へ向けて既存施設の活用や区民ひろばとの連携等について検討していきます。

また、子どもの置かれた様々な状況に寄り添い、豊かな情操を育むために、地域や企業・NPO団体等と連携した居場所や活動の場の創出に取り組みます。

### 計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
子どもの遊び場が充実していると回答した保護者の割合	令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>就学前 60.1%</li> <li>小学生 40.5%</li> <li>中高生 39.1%</li> </ul>	↑
子どもがホッとできる居場所として「地域」と回答した割合	令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>小学生 19.7%</li> <li>中高生 13.7%</li> </ul>	↑
区の施設や事業の満足度	令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもスキップ(小・中学生) 63.8%</li> <li>中高生センター(小中高生) 69.0%</li> <li>公園(小中高生) 66.1%</li> <li>学校の校庭開放・施設開放(小中高生) 66.9%</li> </ul>	↑

根拠:計画策定のためのアンケート調査

## 具体的な取組

### 1 子どもの居場所の充実

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
11 中高生センターの運営	中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。
担当課	子ども若者課	
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
登録者数	2,037人	2,500人
延べ利用者数	25,040人	36,000人

事業名	事業目標	事業内容
12 子どもスキップの運営・改築	小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。
担当課	放課後対策課	
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
延べ利用者数	589,811人	540,000人

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
13 放課後子ども教室事業	区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加と協力を得て、子どもたちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行います。
担当課	放課後対策課
14 子ども食堂ネットワーク	「としま子ども食堂ネットワーク」は、地域で活動する「子ども食堂」の運営者同士が連携・協力し、参加する子どもや保護者が地域の人々とながら成長していくことを目的としています。このネットワークでは、運営方法等の情報交換の場として会議を開催し、安心・安全な居場所の運営のための情報提供や研修等を行っています。
担当課	子ども若者課

### 2 屋外遊び場の充実

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
15 プレーパーク事業	子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。常設の池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。また、地域団体等が区内の各地域において短期間での遊び・体験イベントを開催できるよう支援していきます。
担当課	子ども若者課	
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
プレーパーク利用者数	28,707人	30,000人

## ● 計画事業

事業名		事業目標
16	<b>新規</b> 区立スポーツ施設の一般開放事業  担当課 生涯学習・スポーツ課	子どもたちの体力向上と健全育成を図るため、スポーツに親しむ機会と新しい居場所を創出します。
17	小学校開放事業  担当課 放課後対策課	放課後など学校教育に支障のない範囲で、児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。
18	公園・児童遊園新設改良事業  担当課 公園緑地課	既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

## コラム4: 中高生センタージャンプ

中高生センタージャンプは、豊島区在住または在学の中学生等が気軽に来館し、音楽やスポーツに打ち込んだり、勉強したり、なんとなく時間を過ごしてみたりと、自由に利用することができる中高生のための居場所です。相談事業では中高生の悩みや課題に寄り添うとともに関係機関等と連携し、必要な支援に繋げています。

「友達と一緒に遊べ、ゆっくり話することができる場所」「やりたいことが実現できる場所」「自分の話を聞いてくれる場所」「遊びも勉強も料理もなんでもできる場所」という様々な声が利用している中高生から聞かれます。

ジャンプは、友達とまた一人で来館しても、居心地の良い「日常の居場所」となることを目指しています。



「お料理」の様子



学生ライブの様子



バスケットボールの様子

3 活動・体験機会の充実

● 計画事業

事業名		事業目標
19	次世代育成事業助成	区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しむ場と機会を提供します(としま未来文化財団助成事業)。
	担当課 文化企画課	
20	図書館おはなし会・読み聞かせ事業	子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。
	担当課 図書館課	
21	生涯スポーツ推進事業	子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習を行い、スポーツリーダーを育成します。
	担当課 生涯学習・スポーツ課	
15	プレーパーク事業	【再掲】(74ページ)
	担当課 子ども若者課	

4 学習支援の充実

● 計画事業

事業名		事業目標
22	<b>新規</b> としま地域未来塾	中学生の自学自習と学習支援員によるサポートを通して学習習慣を定着させ、学力の向上を図ります。また、同年代の生徒や学習支援員とのコミュニケーション・相談を通して悩みや不安の解消を図ります。
	担当課 放課後対策課	
23	小・中学校補習支援チューター事業	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。
	担当課 指導課	
24	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。
	担当課 子育て支援課	
25	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	子どものいる世帯に対し、家族への生活面のアドバイス、活用できる制度や事業、地域の学習支援活動(としま子ども学習支援ネットワーク〈通称:とこネット〉)に属する各教室の紹介などを行います。
	担当課 福祉総務課(自立支援担当課長)	

## コラム 5:区立スポーツ施設の一般開放・個人利用の料金無料化

区では、令和6年度より、子どもの居場所・遊び場づくりの一環としての区立スポーツ施設の一般開放の取り組みと、小学生から高校生相当(18歳の年度末まで)の子どもが区立スポーツ施設を個人で利用する際の料金を無料にする2つの取り組みを開始しました。

子どもレターや区民の意見を区政に積極的に反映させる取り組みを行うなかで、子どもが気軽に運動ができるスポーツ環境の整備を望む声が多く寄せられたことから、新たな取り組みを開始しました。

この取り組みによって、子どもが安全で安心して運動やスポーツに親しむことができる環境を整え、子どもの体力向上と地域における健全な育成につなげていきます。

※個人利用の際の料金無料化については、事前の申請手続きが必要です。



## コラム 6:としま地域未来塾

中学生の学習習慣の定着と学力の向上を目的としながら、自学自習をサポートしています。また、同年代の仲間や学習支援員(地域の方や大学生)とのコミュニケーションを通じて、悩みや不安を解消できる「放課後の居場所」としての機能も果たしています。

### 【実施内容】

土曜教室:13:15~16:45 教育センター/西巣鴨・南長崎第一区民集会室

水曜教室:17:30~19:00 学習院大学キャンパス内

現在利用している生徒からは、「学習に集中できる」「質問したい時に聞きやすい」「勉強の合間にレクレーションタイムでみんなと交流でき楽しかった」「大学生のお兄さんやお姉さんと話ができ楽しい、自分も大学に行きたいと思うようになりました」などの声がありました。これからも、安心して過ごせる居場所として、中学生の成長をサポートします。



取組の方向性

4

子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

現状と課題

児童虐待やいじめは子どもに対する重大な権利侵害であり、時には、生命や身体に危険を生じさせるおそれがあります。

豊島区における児童虐待の新規相談及び通告件数は近年増加傾向にあり、年齢別では、小学生以下の児童虐待に対する件数が多くを占めています。

令和5年度に実施したアンケート調査では、小学生・中高生の保護者の11.6%が自身や身の回りの子どものいじめに気付いたことがあると回答しています。また、悩んでいることや困っていることはないと回答した子どもは25.5%であり、小・中学生の36.9%が今までにものごとがうまくいかずに落ち込んだ経験があり、高校生の7.4%が今までに社会生活や日常生活を送ることができない状況を経験しています。

このような児童虐待やいじめ等、子どもの権利侵害を防止し、被害を受けた子どもを救済するために、被害を早期に発見し、救済・回復へとつなげていく充実した体制が必要とされています。

方向性

児童虐待やいじめ等の子どもの権利侵害に対しては、第三者機関である子どもの権利擁護委員を核として、未然防止と発生後支援の両面から対策を進めます。児童虐待防止にあたっては、親子の孤立化を防ぐ取組や、親の子育て力向上へ向けた支援を行います。また、関係機関が相互に情報を共有し、連携・協働することにより発生予防・早期発見に努めます。

虐待やいじめなどの権利侵害が生じてしまった後のサポートとしては、影響が最小限に抑えられるように、子どもや子どもを持つ保護者が安心して相談や救済を求められることができる体制整備とその情報発信や普及啓発を進めていきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
学校が楽しいと感じている子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 64.8% ● 中高生 55.0%	↑
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求められることができると回答した割合	令和5年度 ● 保護者 53.6% ● 高校生 82.4%	↑
困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した割合	令和5年度 ● 小学生 9.4% ● 中高生 10.4%	↓
上記の理由として、相談しても解決できないと思うからと回答した割合	令和5年度 ● 小学生 35.0% ● 中高生 58.8%	↓
悩みやこまりごとなどを相談できる場所(なやミリアーゲイム、アリスとしまなど)の認知度	令和5年度 ● 小学生 68.1% ● 中高生 48.2%	↑

根拠:計画策定のためのアンケート調査

## 具体的な取組

### 1 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
26 子ども虐待防止ネットワーク事業	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。
担当課  子ども家庭支援センター		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
虐待防止ネットワーク研修開催数	2回	2回
出張講座開催数	43回	45回

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
27 いじめ防止対策推進事業	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見を図ります。	①互いを認め合う学校、学級づくりを進めます。 ②心理検査を実施し、個々の行動面や心理面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。 ③児童・生徒に対していじめ実態調査を実施し、定期的な実態把握を行います。 ④学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ⑤必要に応じ、学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を開催します。
担当課  指導課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
いじめの解消率	小学校 66.2% 中学校 89.2%	小学校 100% 中学校 100%
いじめ防止のための教員の研修の実施	職層に応じ、年3回実施	職層に応じ、年3回実施

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
28 <b>新規</b> 子どもに関わる職にある者の職務の厳正	教職員や子どもに関わる施設職員に対して服務事故防止に関する研修を行います。
担当課  指導課	
29 児童虐待防止の普及・啓発	児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。
担当課  子ども家庭支援センター	
30 <b>新規</b> としま子育て応援パートナー事業	特に支援を必要とする妊婦及びその家庭について、サポートプランを作成し継続的な支援を実施します。
担当課  健康推進課 長崎健康相談所	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

事業名		事業目標
31	こんにちは赤ちゃん事業  担当課 健康推進課 長崎健康相談所	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子の健康増進の支援および子育てに必要な情報提供を行います。
32	子育て訪問相談事業  担当課 子ども家庭支援センター	支援施設に向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、家事・育児パッケージをプレゼントします。
33	母子一体型ショートケア事業 (ひとり親家庭支援事業)  担当課 子育て支援課	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。
34	家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業  担当課 子育て支援課	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業(未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動)を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。
35	スクールカウンセラー事業  担当課 指導課 教育センター	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣しいじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。
36	スクールソーシャルワーカー活用事業  担当課 教育センター	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ(訪問型の支援)を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。

## 2 相談・救済体制の整備

### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
37 新規 「としま子どもの権利相談室」(愛称:ふくろう相談室)の運営  担当課 子ども若者課	子どもの権利侵害の相談に応じ、子どもを権利侵害から予防、救済を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。
目標 相談件数	現状値(令和5年度) 令和5年度に設置	目標値(令和11年度) 50件

### ● 計画事業

事業名	事業目標
38 新規 児童相談所の運営  担当課 児童相談課	子どもに関する専門的な相談を受け付け、問題の解決に向けた助言や親子関係の再構築を行います。また、虐待や非行等により児童を家庭から分離する必要がある場合、法的権限に基づき一時保護や施設入所措置を行い、児童の安全の確保を図ります。

## コラム7:子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員

豊島区では、「子どもの権利に関する条例」第22条に基づき、子どもの権利擁護委員を3名配置し、またそれを補佐する職として子どもの権利相談員も配置しています。

子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談員は、子どもの権利侵害について相談に応じ、状況を調査し、助言や支援を行います。また、区内2か所ある中高生センタージャンプに月1回ずつ訪問し、子どもと話をしたり、施設での交流を通じて、日常の中で信頼関係を築きながら、子どもたちからの相談につなげています。

このように、子どもにとって身近な場所に保護者でも学校の先生でもない「第三の大人」が親身に話を聞き不安を取り除いてくれることは、子どもたちの安心にもつながっています。今後も子どもが安心して相談できる環境の充実など、子どもの権利を守る取組を進めていきます。



中高生センターでの子どもからの相談風景

## コラム8:としま子どもの権利相談室(愛称:ふくろう相談室)

ふくろう相談室は、「豊島区子どもの権利に関する条例」を踏まえ、子どもの権利侵害に関する相談に応じるための窓口です。豊島区に在住・在学・在勤の18歳未満の方なら誰でも相談ができ、子どもの権利侵害に関することであれば大人からの相談も受け付けています。

この場所が、子どもの権利擁護委員やそれを補佐する子どもの権利相談員が活動する拠点となっており、室内にある相談スペースは、子どもたちが緊張せずに本音が話せるよう、柔らかいソファやぬいぐるみ等を置き、居心地の良い空間となるようにしています。

また、このふくろう相談室という愛称は、豊島区立小・中学生から募集し、700件を超えるアイデアの中から、最終的に子どもたちによる投票で決定しました。今後も子どもたちのアイデア等を取り入れながら、ふくろう相談室に親しみを持っていただき、安心して相談することができる拠点となるよう運営していきます。



ふくろう相談室のキャラクター  
名前:マモろう

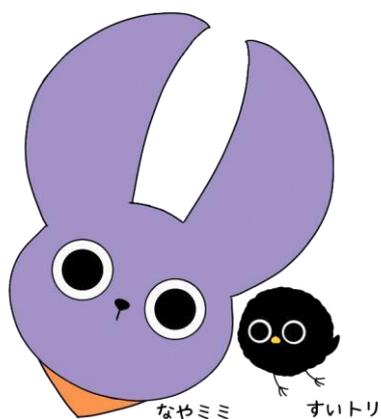


相談室内観



相談室外観

事業名		事業目標
39	子ども若者総合相談事業(アシスとしま)	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。 相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。
	担当課  子ども若者課	
40	子どもに関する相談事業	0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。
	担当課  子ども家庭支援センター	
41	新規 子どもからの専用電話相談(なやミフリーダイヤル)	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。
	担当課  子ども家庭支援センター	
42	子ども家庭女性相談事業	様々な問題を抱える女性やひとり親家庭の相談を受け、他機関と連携しながら個々の状況にあわせた助言や支援を行います。
	担当課  子育て支援課	



取組の方向性

1

子どもや家庭への医療・健康支援

現状と課題

子どもが健やかに成長するためには、母子が心身ともに健康を保持し、増進することが必要とされます。

豊島区では、令和6年に児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うため組織を見直し、既存組織に加えて新たに「こども家庭センター」を機能設置しました。妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供しています。

令和5年度に実施した子育て家庭へのアンケート調査においては、「休日・夜間診療などの小児医療体制の充実」や、「母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子保健事業の充実」を望む声が多くなっています。また、核家族化の進行や労働環境の変化等により共働き世帯が増加しているほか、新型コロナウイルス感染症防止対策を起因としてテレワークやオンライン化が急速に普及するなど、保護者の働き方やライフスタイルが大きく変化しています。

子どもや家庭の個々の状況に応じた情報提供や支援を行う環境の整備が求められています。

方向性

全ての家庭を対象に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じた、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない伴走型支援を提供していきます。その際、こども家庭センター、医療機関、幼稚園、保育所等の関係機関が緊密に連携し、情報を共有することで、積極的かつ包括的な相談対応や子どもの健康確保を促進します。

また、デジタル技術を活用して、子育て関連の手続き負担の軽減と情報発信・広報の改善を行い、子育て家庭の手続きの利便性向上を進めます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
安心して子どもを産む環境づくりができていると思う就学前保護者の割合	令和5年度	62.5%	
これからも豊島区に住み続けたいと回答した保護者の割合	令和5年度	48.8%	

根拠:計画策定のためのアンケート調査

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

## 具体的な取組

### 1 妊娠期からの切れ目のない支援

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
43 ゆりかご・としま事業	妊婦、乳幼児、保護者の心身の健康の保持、増進に努めるとともに、家庭の孤立化を防ぐなど、健全な育児環境の確保を図ります。	妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接(妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談)」を実施するとともに、ゆりかご応援ギフトを配布します。
担当課 健康推進課 長崎健康相談所		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
ゆりかご面接実施率	89.7%	92.0%

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
44 新規 妊婦のための支援給付	妊娠期の経済的負担軽減のため、妊娠届出をし、妊婦支給認定された妊婦に5万円を支給、出産後に子ども1人につき5万円を支給します。
担当課 健康推進課 長崎健康相談所	
45 新規 妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出時の面接相談(ゆりかご面接)、妊娠後期のアンケートをもとにした電話や面接相談、出産後のこにちは赤ちゃん事業により、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、包括的に相談支援を実施します。
担当課 健康推進課 長崎健康相談所	
46 新規 子育て世帯見守り訪問事業	子育て世帯が直面する孤立や孤独の解消、児童虐待の予防と早期発見を目標とし、子育て支援に関する研修を受けた見守り支援員が、月齢4か月から11か月の乳児がいる子育て世帯を毎月訪問し、体調などの状況をお伺いするとともに、ニーズに合った子育て情報の提供や、状況に応じて関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。
担当課 子育て支援課	
47 母子手帳アプリ	妊娠中・子どもの成長の記録、子育て情報の配信、予防接種のスケジュール管理のほか、各種講座等の予約や健診のデジタル化を推進します。
担当課 健康推進課 長崎健康相談所 保健予防課	
30 新規 としま子育て応援パートナー事業	【再掲】(79ページ)
担当課 健康推進課 長崎健康相談所	
48 妊婦健康診査	妊婦の健康保持増進を図るため、妊婦に対し妊婦健康診査・超音波検査・子宮頸がん検診の公費助成を実施します。また、産婦に対し、母体の回復や授乳状況の把握を行う産婦健診の公費負担導入を検討します。
担当課 健康推進課 長崎健康相談所	
31 こにちは赤ちゃん事業	【再掲】(80ページ)
担当課 健康推進課 長崎健康相談所	

事業名	事業目標
49 育児支援ヘルパー事業 担当課 子ども家庭支援センター	保護者の体調不良やストレスのために育児や家事に支障がある産前から2歳未満の子どもを養育する家庭に対し、育児支援ヘルパーを派遣し支援を行います。 ※ひとり親家庭は要件が異なります。
50 入院助産 担当課 子育て支援課	入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦の方に、入院費用の全部または一部を補助します。

## 2 子どもの健康確保のための取組

### ● 計画事業

事業名	事業目標
51 乳幼児健康診査 担当課 健康推進課 長崎健康相談所	乳幼児の発育、発達の状況を確認し、健康の保持増進を図ります。
52 <b>新規</b> 離乳食講習会 担当課 健康推進課 長崎健康相談所	生後5か月以降に開始する離乳食のすすめ方について、口の機能の発達に合わせた調理のポイントや実演を交えた講習会を実施します。
53 乳幼児歯科衛生相談事業 担当課 健康推進課 長崎健康相談所	乳幼児をむし歯から守るために、歯科健診、歯みがき指導、予防処置(フッ化物塗布)を行います。また、希望する保育所に対し、歯みがき指導を実施します。
54 予防接種事業 担当課 保健予防課	ワクチンで予防できる感染症の重症化や死亡を防ぎ、集団感染による感染拡大を防止するための重要な施策です。定期予防接種の接種率向上と任意予防接種の推進を図ります。
55 先天性風しん症候群予防対策事業 担当課 保健予防課	胎児の先天性風しん症候群の発生を防止するため、妊娠を希望する女性や、妊娠を希望する女性または妊婦のパートナーや同居人を対象に風しん抗体検査費用の全額助成を行い、抗体価の低い対象者には、MR(麻しん・風しんワクチンを混合したワクチン)または風しん予防接種費用の全額助成を行います。
56 子どもの医療費助成事業 担当課 子育て支援課	高校生相当年齢までの子どもにかかる通院・入院の医療費(乳幼児は食事負担額を含む)の自己負担分を助成します。
57 休日診療事業 担当課 地域保健課	休日診療所において、内科・小児科・歯科の休日診療(昼間)並びに内科・小児科の休日及び土曜診療(準夜間)を実施します。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

事業名	事業目標
<p>58 平日準夜間小児初期救急診療事業</p> <p>担当課 地域保健課</p>	<p>都立大塚病院内の「豊島文京平日準夜間子ども救急」において、15歳(中学生)までの子どもを対象に、平日の準夜間(午後8時～11時)に週5日間、小児初期救急診療を実施します。</p>
<p>59 こどものぜん息水泳教室</p> <p>担当課 地域保健課</p>	<p>気管支ぜん息等の診断を受けている児童・生徒を対象に呼吸法等の訓練により健康の維持、回復を図ることを目的に水泳教室を実施します。</p>
<p>60 子どものための禁煙外来治療費助成事業</p> <p>担当課 地域保健課</p>	<p>胎児を含む子どもを受動喫煙による健康被害から守るため、健康保険で禁煙治療を受けることができる方で、妊婦本人及び妊婦や18歳未満の子どもと同居する方が、指定医療機関において禁煙外来治療を完了した場合に一定額を助成します。</p>

## コラム 9: ゆりかご・としま事業～妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない支援～

安心して妊娠・出産期を過ごしてもらえるように、「ゆりかご・としま事業」として、切れ目のない子育て支援を行っています。

「ゆりかご面接」は、妊婦さん全員を対象とした面接です。助産師や保健師との面接を通して、妊娠中や出産後の不安を減らし、安心して赤ちゃんを迎えていただくために実施しています。ゆりかご面接を終了された方に、「妊婦のための支援給付事業」による経済的支援も行ないます。

また、令和6年10月から開始した「としま子育て応援パートナー事業」は、妊娠期の支援をより充実させる事業です。様々な困りごとを抱えた妊婦さんのニーズに寄り添い、多機関が連携・協働して、これまで以上にきめ細やかに支援をします。

さらに、「産後ケア事業」では、産科病院や助産院に宿泊または通所していただき、お母さんと赤ちゃんに対して、心身のケアや育児の支援を行なうなど、安心して子育てできるようサポートしています。

「豊島区で子育てしてよかった」と感じていただけるように、取り組んでいきます。



ゆりかご面接の様子

## 子育て家庭への支援

## 現状と課題

令和5年度に実施したアンケート調査でも、共働き世帯は非常に多いことが示されています。

また、育児に関して特に不安なことや悩んでいることとして、保護者の46.1%が「仕事と子育て両立に関すること」と回答しており、ワーク・ライフ・バランスの難しさが伺えます。

「不安や悩みはない」と回答した保護者は全体の18.9%であり、「遊ばせ方やしつけに関すること」、「経済的な負担に関すること」、「病気や発達に関すること」など、子育て家庭が持つ不安や悩みは多岐に渡っています。

保護者の13.0%が「子育てが精神的に負担になっていること」と回答し、8.5%が「気軽に相談できる場所がわからないこと」と回答していることから孤独感や孤立感を抱えながら子育てをしている保護者の状況が伺えます。

子育て環境が変化していく中で、安心して子育てができるように、また、子どもの今や将来が、生まれ育った環境で左右されることのないように、子育て家庭や子どもの状況に応じた働きかけや支援を行っていくことが重要です。

## 方向性

必要な家庭に適切な支援が行き届くよう、福祉・保健等横断的に子育て家庭への支援サービスの充実を図ることで、地域の子育て支援を一体的に進めていきます。

併せて、家庭教育を進めて育児の担い手を増やすとともに、相談支援を実施して、保護者である母親、父親等が地域とつながり、安心して子育てできるような環境づくりに取り組みます。

## 計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
子育てが楽しいと感じることの方が多いと答えた就学前保護者の割合	令和5年度	67.9%	↑
育児に不安や悩んでいることは特にないと回答した就学前保護者の割合	令和5年度	18.9%	↑
子育ての相談について頼れる人がいると回答した保護者の割合	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学生保護者 71.8%</li> <li>中学生保護者 65.7%</li> </ul>	↑
過去1年間でお金が足りず家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した保護者の割合	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学生保護者 3.7%</li> <li>中学生保護者 9.0%</li> </ul>	↓

根拠：計画策定のためのアンケート調査

## 具体的な取組

### 1 子育て支援サービスの充実

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
<b>61</b> 東部・西部子ども家庭支援センター事業  担当課  子ども家庭支援センター	親子で楽しく遊び過ごせる居場所を提供し、安心して子育てができるようにします。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
センター来館者	26,899人	27,000人
センター新規登録世帯数	1,355世帯	1,300世帯

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
<b>62</b> 地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設  担当課  地域区民ひろば課	地域における子育て世代の交流の場を提供します。	地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を小学校区単位に開設しています。また、保護者からの育児相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど地域の子育てを支援しています。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
延べ利用者数	149,051人	222,500人

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
<b>34</b> 家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業  担当課  子育て支援課	【再掲】(80ページ)
<b>49</b> 育児支援ヘルパー事業  担当課  子ども家庭支援センター	【再掲】(85ページ)
<b>63</b> マイほいくえん事業  担当課  保育課	出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い保育園を「マイほいくえん」と位置付けます(登録制)。「マイほいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。
<b>64</b> <b>新規</b> こどもつながる定期預かり事業  担当課  保育課	保育園や幼稚園等に通っていない、生後満6か月以上から2歳児クラスまでのお子さんを月2回定期的にお預かりし、子どもの健やかな成長を図るとともに、在宅子育て家庭の支援を充実します。

事業名	事業目標
65 一時保育事業 担当課 子ども家庭支援センター 保育課	保護者が仕事・通院・通学・育児疲れの解消、その他の理由で家庭での育児が一時的に困難となる時に、満10か月(保育園は1歳)から就学前の子どもを時間単位で預かり、保育します。
66 子どもショートステイ事業 担当課 子ども家庭支援センター	保護者の疾病、出産などにより、一時的に保育を必要とする児童に対して宿泊を伴う養育を行います(利用泊数には上限があります)。
67 ファミリー・サポート・センター事業 担当課 子育て支援課	生後43日から小学校修了時までの子どもを持ち、子育ての援助を必要とする方(利用会員)と子育ての援助ができる方(有償ボランティアの援助会員)からなる会員組織です。区は事務局として会員間の橋渡しを行い、地域の中での子育てを支援します。
68 子育てひろば事業補助 担当課 保育課	身近な地域における子育て家庭への支援を広げるため、地域の団体が行う「子育てひろば事業」に対し、運営助成を行います。
69 産後ケア事業 担当課 健康推進課 長崎健康相談所	出産後1年以内の、産後ケアを必要とする母子に対して、助産師等による心身のケア、育児の支援その他母子の健康増進に必要な支援を行います。
70 子育て支援総合相談事業 担当課 子育て支援課	子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠期から切れ目なく、子育て期間中における相談に対応するとともに、必要に応じて関係課へ案内・斡旋します。また関係機関と連携し、子育てに関する情報について収集し、広く情報発信を行います。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

## コラム 10: 子育て世帯見守り訪問事業「子育てエール」

子育て世帯見守り訪問事業「子育てエール」は、子育て世帯が直面する孤立や孤独の解消、児童虐待の予防と早期発見を目的に、令和6年2月より開始した事業です。

子育て支援に関する研修を受けた見守り支援員が、月齢4か月から11か月の乳児がいる子育て世帯を毎月訪問し、体調などの状況をお伺いするとともに、ニーズに合った子育て情報の提供や、状況に応じて関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。

また、訪問後には育児支援品と引き換えられる3,000円相当の電子クーポンを配付します。

特に産後の外出が困難な時期に、子育て世帯が適切なサポートや情報を受け取れるような体制を整備することで、安心して子育てができる環境づくりを目指しています。



## 2 家庭教育支援

### ● 計画事業

事業名	事業目標
<p>71 家庭教育推進事業</p> <p>担当課 庶務課</p>	区立幼稚園・小・中学校保護者が企画運営する「家庭教育講座」への支援や保護者が主体的に学ぶ「家庭教育推進員」事業を通して、家庭教育の支援や家庭教育の情報発信を充実させることで、健やかな子どもの育成に繋がります。
<p>72 母親学級、パパママ準備教室</p> <p>担当課 健康推進課 長崎健康相談所</p>	妊婦及びそのパートナーを対象に、妊娠中の過ごし方、お産の準備、産後の生活、保育方法について助産師等による講義・実技及び指導を行います。
<p>73 母親の子育て講座の開催</p> <p>担当課 子ども家庭支援センター</p>	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や食育、遊びなど、広く子育てに関する学習を行います。また、他機関との連携や民間(NPO)との共催も視野に入れた講座なども行います。
<p>74 父親の子育て講座の開催</p> <p>担当課 子ども家庭支援センター</p>	子ども家庭支援センターにおいて、父親対象で「親子ふれあい遊び」「親子音楽あそび」等の子育て講座や、子どもとのかかわり方等について、父親同士意見交換などを行います。また、父親の初めての育児を支援するため、子どもと遊ぶツールとしての絵本の読み聞かせ方・身体を使った遊びなどの講座の実施や、親子で楽しめる音楽会・コンサート等を開催しています。
<p>75 <span style="background-color: #f8d7da;">新規</span> 親子関係形成支援事業</p> <p>担当課 子ども家庭支援センター</p>	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や養育に関して不安を感じている親が、グループで意見交換し、自らの力で問題を解決していく親支援プログラムを実施します。
<p>76 保護者向け就学前教育に関する啓発</p> <p>担当課 指導課</p>	就学前教育共通プログラムを策定のうへ、保護者向けパンフレットを作成し、各家庭へ配布します。

## 3 相談支援

### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
<p>61 東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】</p> <p>担当課 子ども家庭支援センター</p>	子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減を図ります。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。
<p>目標</p> <p>相談件数</p>	<p>現状値(令和5年度)</p> <p>16,102件</p>	<p>目標値(令和11年度)</p> <p>8,000件</p>

## ● 計画事業

事業名		事業目標
32	子育て訪問相談事業	【再掲】(80ページ)
	担当課 子ども家庭支援センター	
63	マイほいくえん事業	【再掲】(88ページ)
	担当課 保育課	
70	子育て支援総合相談事業	【再掲】(89ページ)
	担当課 子育て支援課	
77	乳幼児健全育成相談事業	育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、保育園においてふれあい体験保育、育児相談を実施します。
	担当課 保育課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

## コラム 11: こども家庭センター

核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しています。乳幼児期、とりわけ未就園の場合は、子育て家庭が社会からの支援につながらずに地域の中で孤立しがちな傾向にあり、虐待が深刻化していることが社会問題となっています。

豊島区では、令和6年4月からこども家庭センターを運営し、児童福祉(子育て支援課、子ども家庭支援センター、保育課)と母子保健(健康推進課、長崎健康相談所)が一体的に専門的な支援を実施することで「妊娠期からの切れ目のない子育て支援」の実現へ向け虐待の予防に力を入れて取り組んでいます。

今後は、妊産婦の体や心のこと、育児や家庭の心配事などについて、対象者に合ったサポートプランを作成し、こども家庭センターが家庭に寄り添った支援を展開していきます。

## 4 生活困窮家庭への支援

### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
78 生活困窮者自立相談支援事業 (子どもの学習・生活支援事業)	地域の無料学習団体の活動を広げることで、学習を通じた子どもの居場所・学びの機会作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困窮課題の解決を目指します。	子どものいる世帯に対し、家族への生活面のアドバイス、活用できる制度や事業、地域の学習支援活動(としま子ども学習支援ネットワーク〈通称:とこネット〉)に属する各教室の紹介などを行います。
担当課 福祉総務課(自立支援担当課長)		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
無料学習団体数 (とこネット登録団体数)	15団体19教室	20団体25教室

### ● 計画事業

事業名	事業目標
79 家計改善支援事業	家計収支改善アドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援をします。
担当課 福祉総務課(自立支援担当課長)	
80 学力向上・進学支援プログラム	小学4年生から高校卒業年次の子どものいる生活保護受給世帯に対して、ケースワーカーが支援員と連携して家庭訪問等による面談を実施し、塾代や無料学習会の紹介、高校進学の意識付けや奨学金制度の情報提供などの支援を行います。
担当課 生活福祉課 西部生活福祉課	
81 被保護者自立促進事業	小学4年生から高校卒業年次の子どものいる生活保護受給世帯に対して、生活保護費では支給されない学習塾等の受講料を、高校卒業年次の子どものいる同世帯に対して大学等の受験料を支給します。
担当課 生活福祉課 西部生活福祉課	
82 奨学基金援護事業	生活保護受給世帯または児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等に入学または在学する生徒に奨学金を支給します。
担当課 生活福祉課 子育て支援課	
83 就学援助費支給	区内に住所を有し、国公立小中学校に在学する児童生徒の保護者であり、生活保護受給または、これに準ずる程度に困窮している方を対象に、学用品費、移動教室費等就学に必要な経費を支給します。
担当課 学務課	
84 受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾や各種受験対策講座などの受講料、高校や大学の受験料に必要となる資金の無利子貸付を行います。
担当課 福祉総務課(自立支援担当課長)	
85 新規 被保護者次世代育成支援事業	原則として小学4年生から高校卒業年次の子どものいる生活保護受給世帯に対し、専門の支援員が面談や訪問による学習状況・生活状況の把握、課題に応じた相談支援、進学に関する情報提供、無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていけるように支援します。
担当課 生活福祉課 西部生活福祉課	

## 5 ひとり親家庭への支援

### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
86 ひとり親家庭支援センター事業	ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。	「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を行います。
担当課 子育て支援課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
相談件数	7,224件	8,000件

### ● 計画事業

事業名	事業目標
24 ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	【再掲】(76ページ)
担当課 子育て支援課	
33 母子一体型ショートケア事業(ひとり親家庭支援事業)	【再掲】(80ページ)
担当課 子育て支援課	
87 養育費に関する取り決め促進事業	ひとり親世帯の生活の安定を図るため、公正証書作成や養育費保証など養育費の確実な履行確保のための補助を行い、養育費についての取り決めを行うことを促進します。
担当課 子育て支援課	
88 母子及び父子福祉資金	20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等を対象に、経済的自立の援助と、生活意欲の助長を図り、合わせて扶養する児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。
担当課 子育て支援課	
89 母子家庭等自立支援給付事業	経済的自立の促進を図ることを目的に、ひとり親家庭の母及び父が、資格取得や就労に生かせる講座を受講するための給付金を支給します。
担当課 子育て支援課	
90 ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母及び父に個別に面接を行い、ハローワークとの連携など個々のケースに応じた就労支援を行います。
担当課 子育て支援課	
91 福祉住宅	民間賃貸アパート等に住み、住宅にお困りの高齢者や障害者、ひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。
担当課 住宅・マンション課	
92 母子生活支援施設	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。
担当課 子育て支援課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

1

幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

現状と課題

これまで、豊島区では私立保育園の整備を積極的に推進し、令和2年度から5年連続で待機児童ゼロを維持しています。

一方で、近年は0～5歳人口の減少や0歳児を中心とした年度当初の定員割れ等、保育を取り巻く環境は大きく変化しています。また、障害児や医療的ケア児、外国籍児童等、特別な配慮が必要な子どもの増加や、地域で孤立しがちな在宅子育て家庭への支援が求められています。

子どもたちの最善の利益を守り、保育の質向上を図っていくための取り組みのさらなる充実が必要とされています。

また、学童クラブの利用児童数は増加を続けていましたが、対象により事業時間を定める等により待機児童はゼロとなっています。子ども一人当たりのスペースや配置職員の確保といった質的向上が課題となっています。

子どもが安全・安心な環境のもとで自分らしく好きなことをしながら過ごせる居場所が求められています。

方向性

安全・安心な環境のもと、子どもが心身ともに健康に育ち、多様な経験ができる保育サービスを提供するため、文化体験の機会の創出、遊び場の拡大、特別保育の実施、保育人材の確保・育成、安全対策の強化、巡回指導・指導検査の充実等に取り組めます。

区立保育園では、子ども家庭センターや児童相談所等と連携し、特別な配慮が必要な障害児、医療的ケア児、外国籍・要支援家庭の子どもたちを受け入れ、子どもと保護者の支援に取り組むとともに、その知識や経験を私立保育園や地域型保育事業所と共有し、様々な課題を抱える子どもを支える体制を強化します。

保育園や幼稚園を卒園した後に、円滑に小学校に進学することができるよう、幼保施設と小学校との連携を促進していきます。

子どもスキップと学校の連携により子どもたちが放課後等を安心・安全に過ごし、様々な体験や活動を行うことができる居場所を確保していきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
保育施設や幼稚園での保育・教育が充実していると思う就学前保護者の割合	令和5年度	69.7%	
保育所待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持
子どもスキップの待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持

根拠：計画策定のためのアンケート調査、保育課、放課後対策課作成資料

## 具体的な取組

### 1 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
64 <b>新規</b> こどもつながる定期預かり事業 担当課 保育課	【再掲】(88ページ)
65 一時保育事業 担当課 子ども家庭支援センター 保育課	【再掲】(89ページ)
93 <b>新規</b> 医療的ケア児の受入れ 担当課 保育課	医療的ケアを必要とする子どもが、専門的なケアを受けながら安全に過ごせる環境を整備するとともに、健やかな成長を支援します。同時に、保護者の負担軽減を図ります。
94 <b>新規</b> 認可外保育施設保育料負担軽減補助事業 担当課 保育課	認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部を補助することにより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図ります。
95 私立保育所施設整備助成 担当課 保育課	大規模マンションの竣工等に伴う対策として、新たな私立保育所を整備し、必要な保育定員を確保します。また、老朽化した私立保育所の改修等に対する補助を実施します。
96 通常保育事業 担当課 保育課	保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育します。
97 家庭的保育事業 担当課 保育課	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。家庭的保育者が、自宅等で5人以下の児童の保育を行います。
98 小規模保育事業 担当課 保育課	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。小規模な施設で6人から19人の児童の保育を行います。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

事業名		事業目標
99	居宅訪問型保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。保護者の自宅で1対1で保育を行います。
	担当課 保育課	
100	認証保育所運営費等補助事業	区内に設置される認証保育所の開設準備経費の補助、及び区内在住児が入所する認証保育所の運営費の補助を行います。
	担当課 保育課	
101	延長保育事業	保護者の勤務時間などにより、通常保育の時間を超えて保育が必要な乳幼児を対象に延長保育を実施します。
	担当課 保育課	
102	病児・病後児保育事業	認可保育所等に通っている乳幼児が、病気の回復期などで、集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的に保育します。
	担当課 保育課	
103	訪問型病児保育補助事業	病気で集団保育の困難な児童の自宅等に保育士等が訪問して保育を行った際、保育料の一部補助を行います。
	担当課 保育課	
104	休日保育事業	日曜日、国民の祝日に保護者等の就労等の理由により、家庭で保育が困難となった乳幼児をお預かりします。
	担当課 保育課	
105	短期特例保育	保護者の入院・看護・葬祭等により、緊急に保育を必要とする乳幼児を一時的に(利用期間は原則1か月以内)欠員のある保育園で預かります。
	担当課 保育課	
106	認証保育所保育料負担軽減補助事業	認証保育所利用者で、かつ保育を必要とする児童の保護者を対象に、認可保育所と認証保育所の保育料差額に応じた額を補助します。また幼児教育・保育の無償化の対象者には、認証保育所の保育料から、無償化対象の費用を差し引いた額を補助します。
	担当課 保育課	
107	保育コンシェルジュの配置	一人ひとりの保育ニーズにきめ細かく対応し、保育所選びや様々な保育サービスの利用を支援します。
	担当課 保育課	
108	学童クラブ事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供します。
	担当課 放課後対策課	

事業名	事業目標
109 区立幼稚園預かり保育の実施	区立幼稚園の教育時間終了後、希望する在園児を対象に「預かり保育」を実施します。また、預かり保育対応時間の拡大を検討致します。
担当課 指導課 学務課	
110 私立幼稚園一時預かり事業の推進	私立幼稚園の教育時間の前・後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり事業」を推進します。教育時間を含め、8時間以上の預かり保育を「一時預かり(幼稚園型)」とし、運営費を補助して子育て環境の整備を図ります。
担当課 保育課	
111 私立幼稚園等園児保護者援助事業(入園時補助を含む)	私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。
担当課 保育課	
112 障害児保育事業	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。また、集団保育が難しい場合には、自宅へ何う障害児訪問保育を実施します。
担当課 保育課	

## 2 幼児教育・保育の質の向上

### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
63 マイほいくえん【再掲】	安心して出産し、子育てができるよう、「マイほいくえん」事業を通じて、育児における不安や孤独感の軽減を図ります。	出産を控えている方や在宅で子育てしている方が、住まいに近い保育園を「マイほいくえん」として登録することで、来園や電話による育児相談や、保育園が実施する遊びのプログラムへ参加することができます。
担当課 保育課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
登録者数	309人	348人

### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
113 子ども研修	子ども施設職員の専門知識・技術の向上を図り、質の高い福祉サービスを提供します。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。
担当課 子ども若者課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
延べ受講者数	1,395人	1,800人

### ● 計画事業

事業名	事業目標
5 保育の質向上事業	【再掲】(68ページ)
担当課 保育課	

事業名		事業目標
114	<b>新規</b> 幼児教育センターの整備	区内の幼児教育の拠点となる幼児教育センターを設置します。幼稚園教諭・保育士・小学校教員合同によるアプローチ・スタートカリキュラム(就学前5歳と就学後6歳の指導計画)を実施し、幼児教育施設と小学校で切れ目ない教育を行います。
	担当課 指導課	
115	保育指導事業	区が認可・確認している私立認可保育所及び地域型保育事業に指導検査を実施するほか、認可外保育施設に立入調査を実施します。また、巡回訪問による指導・助言をあわせて行い、保育の質向上を図ります。
	担当課 保育課	
116	保育の質ガイドライン関係事業	豊島区における「保育の質ガイドライン」の区内保育施設の保育士への配布や、普及版の窓口等での配布により、「豊島区保育の質ガイドライン」の普及・啓発を図るとともに、必要に応じた改定を行います。
	担当課 保育課	
117	保育の質向上のための研修委託事業	民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。
	担当課 保育課	
118	私立幼稚園教育環境整備事業	私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図るため、補助金を交付します。
	担当課 保育課	
119	保育施設間の連携協力事業	区内の認可保育施設がエリアごとに連携し、勉強会等を通じて、保育内容や地域の情報共有を図ることで、地域のネットワーク強化を図っていきます。
	担当課 保育課	
120	地域型保育施設への連携協力事業	公立・私立保育園と地域型保育施設が連携協定を結び、行事を通じた交流、合同保育の実施、施設・園庭の開放等の取組を行います。
	担当課 保育課	
121	保育施設の園外活動支援	園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、教育委員会の協力のもと、区立小学校の校庭など、園児の遊び場確保を図ります。
	担当課 保育課	
122	保育施設の運営充実助成	保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援するため、補助金を交付します。
	担当課 保育課	

### 3 幼稚園・保育所と小学校の連携

#### ● 計画事業

事業名		事業目標
123	<b>新規</b> 就学前教育共通プログラムの作成  担当課 保育課 指導課	公立・私立幼稚園、保育園などの垣根を超えて質の高い教育・保育を提供し、子どもの充実した経験や学びが小学校の生活、学習へとつなげるため、どの幼児教育施設でも活用できる0～5歳児を対象とした「就学前教育共通プログラム」を策定します。
124	<b>新規</b> 保幼小連絡会の開催  担当課 指導課	区立小学校学区ごとに、教職員と公立・私立の幼稚園・保育園の保育士との連絡会を開催し、今後の教育活動に向けてお互いに各学校・園の紹介を行うとともに児童園児の情報交換や年間行事の確認を行い、施設間の連携強化を図ります。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

## コラム 12: マイほいくえん事業

保育園を子育てのコミュニティの場として、身近な子育て拠点「マイほいくえん」と位置づけ、各保育園で様々な子育て支援事業を実施しています。

対象はご出産を控えている方とそのパートナー、0歳から6歳までの未就園児のお子さんを在宅で子育てしている方です。実施園は区立保育園、一部の私立認可保育所と地域型保育事業所です。

ご希望される園に登録すると、園庭の利用のほか、離乳食講習会や健康・保健相談、園主催のプログラムなどに参加することができます。また、子育て情報や園からのイベント情報の配信、園から電話による子育ての様子の確認や相談対応を行うなどの取り組みも実施しています。



取組の方向性

2

子どもの主体性を尊重した学校環境の整備

現状と課題

学校は、学習機会の提供のほかにも多くの成長の機会を子どもたちへ与えてくれます。

令和5年度に実施したアンケートの結果では、ホッとする場所として「自分の部屋」や「家庭」の次に「学校の教室」が選ばれており、学校が子どもの生活にとって重要な場所であることが伺えます。

また、「学校で何かを決めるとき、あなたは意見を言えるようになっていませんか。」の設問に対しては、29.7%の子どもがとてもなっている、「学校であなたの意見や思いは大切にされましたか。」の設問に対しては、35.4%の子どもがとても大切にされていると回答しています。

一方、区立小中学校職員の31.0%が「子どもの気持ちや意見を聞くことがとてもできている」と回答し、11.1%が「子どもから聞いた意見を、実際に反映させたり実現させたりすることができている」と回答しています。

子どもが安心して学び、将来への希望をもって、健やかに成長するためには、子ども自身が、自らの権利について十分に理解し、他者も自分と同様に権利を持っていることを認識することが重要です。

方向性

子どもが自分たちの権利について理解し、お互いの権利を尊重する関係性を築けるように取組を推進していきます。

また、学校において、子どもたちが自発的に行動し、自由に意見を述べることができ、それが尊重されると実感できるように、子どもの意見表明を支援します。

さらに、スポーツや文化活動等、多岐に渡る活動を通じて子どもの創造性や感受性を育成し、豊かな成長を支えるための取組を進めていきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
学校が「楽しい」と感じている子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 64.8% ● 中学生 55.0%	↑
学校で自分の意見を「言えていない」と回答した子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 8.0% ● 中高生 4.9%	↓
学校で何かを決める時、先生が意見を聞いてくれていると子どもが思う割合	令和5年度 ● 小学生 63.9% ● 中高生 69.1%	↑
学校で何かを決める時、子どもの意見を聞いていたと回答した小中学校教職員の割合	令和5年度 ● 小学校教職員 89.1% ● 中学校教職員 94.3%	↑

根拠：計画策定のためのアンケート調査

## 具体的な取組

### 1 子どもの権利に関する継続的な学びの推進

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
125 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等による子どもの権利を学ぶメニューを実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。
担当課  子ども若者課 指導課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
実施校数 ①子ども若者課 ②指導課	①8校 ②5校	①22校 ②毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
126 人権課題に対する教育の充実	東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム」に基づき、人権にかかわる様々な題材を取り上げた指導事例等を活用し、人権尊重や「生命の大切さ」を学ぶ取組を推進します。
担当課 指導課	
127 道徳教育の充実	学校における全ての教育活動を通して、児童・生徒の道徳性を一層充実します。特に、「特別の教科 道徳」においては、「考える道徳」「議論する道徳」を実現するため、指導方法や指導計画等の改善を図ります。
担当課 指導課	

### 2 子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
128 子どもの主体的活動への支援の推進	子どもが自らの意見を発信し、主体的に活動することを目指します。	学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。
担当課 指導課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
活動の周知、充実	各学校で子どもが主体的な活動に取り組んでいる。	各学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等における子どもの意見を反映した好事例を周知し、充実させる。

### 3 学校における活動・体験機会の充実

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
129 伝統・文化の継承	日本の伝統・文化理解を推進するために、区内外にある教育資源(藍染め、落語、邦楽、和太鼓等)を積極的に学習活動に取り入れ、伝統・文化の継承を図ります。
担当課 指導課	
130 次世代文化の担い手育成事業	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高めるため、プロの芸術家や専門家を学校に招き、本物の芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。
担当課 指導課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

## コラム 13: 子どもの主体的な事業

令和5年4月に施行された「こども基本法」において、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保が法律上位置付けられたことを受け、豊島区の小中学校では、子ども自身で身近な課題を解決する教育活動を積極的に進めています。

子どもたちの健全な成長や自立を促すためには、自分の意見を述べたり、他者との対話や議論を行ったりすることが極めて重要です。これまでの教員が決めていた「生活のきまり」を、自分たちがより良く生活をするためのきまりに作り直している学校があります。生徒会を中心に、学校の「生活のきまり」の必要性を確認した上で、全生徒で話し合いを行い、見直しを行いました。新しい「生活のきまり」が現在、楽しく落ち着いて生活できる学校環境の実現に大きく寄与しています。

今後も学校教育において、子ども自身が根拠や影響を考え、より良い改善を行う取組を進めながら、子どもたちが毎日楽しいと感じられる学校風土の醸成に努めてまいります。



## コラム 14: 子どもと大人がともにつくる事業

豊島区の学校では、区域内の中学校とその学区にある小学校が一体となりイベントを開催するなど、学年や学校の枠に捉われないことなく、目標の達成へ向けて協力して取り組む事業を展開しています。

西池袋中学校では、「学校で花火大会をやりたい」という子どもの想いを実現させるため、小学校PTAと中学校PTAが主催し、各小学校、中学校、町会の協賛、卒業生や地域住民の協力を得て、校庭を会場とした花火大会事業が実施されました。

大人と子どもが役割分担し、子どもは実行委員として花火の着火や当日の会場案内、大人はサポート役として買い物や安全管理及び、近隣地域への事業説明等を行いました。事業に賛同した地域団体や地元企業の寄付もあり、延べ2,000名が集まり、花火を楽しみました。

このイベントは、不登校の子ども達と生徒会の委員等が実行委員として、協力し合い成し遂げたもので、子ども達の成長にもつながっています。また、小学生も対象とすることで、中学校進学へ向けた期待と楽しみを感じることができたという声も多く寄せられています。



## 子どもに関わる人への支援

### 現状と課題

子どもの権利が保障されるためには、大人が子どもの権利を理解し、信頼関係を構築することが必要不可欠です。「子どもの権利に関する条例」では、子どもに関わる施設の職員や区民、事業者等、子どもに関わる大人の責務を規定しています。

令和5年度に実施したアンケートでは、条例を知らない割合が就学前児童保護者では64.1%、小学生保護者では39.7%、中高生保護者では52.5%、地域団体では14.5%、区施設職員では6.1%でした。これら認知度は、平成30年度に実施したアンケートと比較すると高まっていますが、十分であるとは言えません。

子ども・若者の権利が尊重されるためには、子ども・若者に関わる人が権利について理解することが必要であり、また、関わる人への支援を通して子ども・若者支援の質を高めることが重要です。

### 方向性

学校や保育園などの子どもに関わる施設職員をはじめとして、地域で子ども・若者支援に関わる方々への「子どもの権利に関する条例」の理解促進に向けた取組を推進するとともに、子どもに関わるおとなを支援する仕組みづくりや支援者の質の向上を図ります。

また、「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく取組を推進することで、教員の負担軽減を図り、働きやすい環境を整備します。

### 計画の進捗を測る指標

指標名		現状	目指す方向性(令和11年度)
子どもの権利に関する条例を「知っている」と回答した割合	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>区施設職員 77.0%</li> <li>地域団体等 57.3%</li> </ul>	↑
職場や地域で子どもの権利について学ぶ機会がないと答えた割合	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>区施設職員 42.4%</li> <li>地域団体等 66.8%</li> </ul>	↓

根拠:計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 子どもに関わる人への支援

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
<p>3 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】</p> <p>担当課 子ども若者課 指導課</p>	子どもに関わる施設や地域で子どもに関わるおとなが子どもの権利を学ぶ機会を確保します。	教職員や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
職員研修実施回数	5回	5回
区民講演会・出前講座実施回数	4回	10回

● 計画事業

事業名	事業目標
<p>113 子ども研修</p> <p>担当課 子ども若者課</p>	【再掲】(97ページ)
<p>117 保育の質向上のための研修委託事業</p> <p>担当課 保育課</p>	【再掲】(98ページ)

2 子どもに関わる人のための環境整備

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
<p>131 教員の働き方改革推進事業</p> <p>担当課 指導課(学校支援担当課長)</p>	学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。	<p>「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく以下の取組を推進します。</p> <p>①【区立学校法律相談事業】 学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けることや、管理職とともに保護者等と対面相談をするために弁護士を学校に派遣します。</p> <p>②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】 スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。</p> <p>③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】 地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。</p>
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
区立学校法律相談事業	研修2回、相談41日	豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校長を対象にした研修を年1回以上実施
スクール・サポート・スタッフ配置事業	30校	全区立小中学校30校に配置
部活動における指導員・外部指導員の活用促進	3校に配置(部活動指導員)	区立中学校4校に配置(部活動指導員)

● 計画事業

事業名		事業目標
36	スクールソーシャルワーカー活用事業 担当課 教育センター	【再掲】(80ページ)
132	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実 担当課 学務課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

## 取組の方向性

## 1

## 若者の自立支援

## 現状と課題

子ども若者総合相談「アシスとしま」では、就労や学校、家族関係、生活習慣など、若者やその家族から多種多様な相談が寄せられています。核家族化や地域コミュニティの希薄化、教育の高度化・細分化や働き方の多様化等により、若者の孤独や孤立が高まっています。

令和5年度に実施したアンケート調査においても、若者の49.3%が「社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなった経験がある」と回答しています。また、「自分はまわりから取り残されていると思う」と回答した若者は21.4%、「自分には話せる人がいないと思う」と回答した若者は19.7%、「自分はひとりぼっちだと思う」と回答した若者は16.1%、「自分が役に立たないと強く感じている」と回答した若者は40.8%であり、若者の孤独や不安及びそれに伴う無力感が子どもと比べて大きいことが伺えました。若者の自己肯定感を育み、自己効力感を高めて主体的な生活を送るための支援が求められます。

そのためには、若者の抱える多様な悩みや困難を受け止め、若者本人を尊重しながら、健康や日常生活、就労等、必要な支援をしていくことが重要です。

## 方向性

若者それぞれが自らの人生を主体的に送れるよう、一人ひとりの気持ちに寄り添い、健康や日常生活、就労など、必要な支援を実施していきます。

健康や日常生活の支援としては、情報の提供や啓発活動、病気の予防や早期治療に繋がる各種健診サービスの提供、体の健康や心の悩みを聴く相談窓口での支援など、若者の生活力向上に繋がる事業を実施していきます。

また、就労への支援が必要な若者に対しては、就労に向けたスキルアップや、インターンなどの就労体験ができる機会の提供、就労に関する悩みや不安に関する相談窓口の設置など、若者が経済的に自立できるよう、就労の観点から、若者の成長を後押しするさまざまな取組を進めていきます。

## 計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
自分のことが「好き」と回答した若者の割合	令和5年度 65.0%	
今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったことが「ある」と回答した若者の割合	令和5年度 49.3%	
自分には「話せる人がいない」と回答した若者の割合	令和5年度 19.7%	
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求められることができると回答した若者の割合	令和5年度 75.7%	

根拠: 計画策定のためのアンケート調査

## 具体的な取組

### 1 日常生活への支援

#### ● 計画事業

	事業名	事業目標
133	中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組	中高生センタージャンプにおいて、各種若者支援団体による定期的な啓発・相談事業により、トラブルを回避し健康的な生活を送る能力を身に着ける機会を提供します。
	担当課  子ども若者課	
134	若年者向け(40歳未満)健診事業	法的な健康診査の位置付けがない若年層の方を対象に、健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりのため、生活習慣病予防健診(男性)、女性の骨太健診を実施しています。
	担当課  健康推進課	
135	子宮頸がん検診	子宮頸がんの早期発見・早期治療のため、年度末時点で20歳以上偶数年齢の女性を対象に、子宮頸がん検診を実施します。本検診は、2年に1回の定期的な受診を推奨しています。
	担当課  地域保健課	
136	子ども・若者への消費者教育推進事業	消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けられるよう消費者教育を実施します。
	担当課  産業振興課	
137	自殺・うつ病の予防対策	相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学院生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。
	担当課  保健予防課	
138	DV・デートDV防止のための周知啓発事業	区立中学生等を対象とした「デートDV予防:わたしとあなたを大切にする教室」の実施など、若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発事業を行うことで、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。
	担当課  男女平等推進センター	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

2 経済的自立への支援

● 計画事業

事業名	事業目標
<p>85 <b>新規</b> 被保護者次世代育成支援事業</p> <p><b>担当課</b> 生活福祉課 西部生活福祉課</p>	【再掲】(92ページ)
<p>139 就業支援事業</p> <p><b>担当課</b> 産業振興課</p>	求職者の職業相談を行うハローワーク池袋(池袋職業安定所)や東京しごと財団(東京都)と連携して、就職面接会や就労支援セミナーなどを開催し、若年求職者を含む就労希望者の就職をサポートします。
<p>140 自立相談支援事業 (くらし・しごと相談支援センター)</p> <p><b>担当課</b> 福祉総務課(自立支援担当課長)</p>	専門の相談員がお困りごとを整理したうえで、それぞれの方にあった支援プランを作ります。 他の関係機関などと連携し、課題解決に向けた支援を行います。
<p>141 就労準備・社会参加支援事業</p> <p><b>担当課</b> 福祉総務課(自立支援担当課長)</p>	「仕事をすることがない」「離職期間が長期にわたる」等の理由で、早期の就労に不安のある方に対し、個別面談、セミナー、体験就労などを通じ、自立に向けたオーダーメイドの支援プランを作成し支援をします。

コラム 15: 自殺・うつ病の予防対策

本区内における自傷行為による救急搬送数及び自殺者数は20歳代が最も多く、自傷行為による救急搬送数は年々増加傾向にあります。

このような現状から本区では、区内大学院生と協働し、自殺予防ワークショップ、啓発資料の作成、相談会の開催など、若者の視点を取り入れた自殺予防対策を進めてきました。加えて、20歳代30歳代の方にメンタルヘルスリーフレットを配布、こころの健康づくりに関する講演会を開催するなど、セルフケアができる人を増やすことを目指しています。

また、自殺のサインに気づき、声をかけ、必要な支援につなげ見守るゲートキーパーや、精神疾患を正しく理解し、こころの不調に寄り添う心のサポーターを養成し、身近な相談者を増やす取り組みを進めています。



ゲートキーパー講座

## 若者の社会参画支援

### 現状と課題

令和5年度の若者を対象として自分の居場所を尋ねたアンケート調査では、「自分の部屋」が81.8%、「家庭」が58.2%である一方、「学校」は21.1%、「職場」は12.1%、「地域」は13.2%に留まり、「インターネット空間」を居場所として回答した若者は30.7%でした。これまでに地域活動に参加してことのある若者は43.9%であり、地域や社会とのつながりが希薄であることが伺えます。これに起因する個人や家族の孤立や家庭教育・学校教育の格差等により孤独や生きづらさを感じる若者が増えています。

豊島区では、こういった若者のうち、困難を抱える若年女性を早期に支援につなげていくための情報発信や研修等の取組である「すずらんスマイルプロジェクト」を企業や民間支援団体等と連携・協働して進めています。若者が主体的に成長していけるように更なる仕組みの構築が求められています。

地域の中にどのような場所があるとよいと思うかについては、「気の合う同士でおしゃべりしたり、ゆったり過ごせたりする場所」と回答する若者が55.7%で最も多く、「自分のペースで静かに学習できる場所」が54.3%、「野外でからだを動かしてスポーツや活動できる場所」が50.4%と続きました。

### 方向性

自宅と学校、職場以外での若者のつながりを充実化させるため、若者が安心して自由に過ごす居場所の提供や相談支援、その他、企業やNPO等と連携して若者の居場所や活動の場について意見交換や調査研究等を行いながら検討を進めていきます。

豊島区内の施設での若者の活動支援や、学びの場の提供を行います。また、地域活動や選挙等、社会参加の機会や情報の提供を行い、若者の社会参画を支援します。

### 計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
若者がホッとできる居場所として「地域」と回答した割合	令和5年度 41.4%	↑
若者が「自分が役に立たないと感じている」と回答した割合	令和5年度 40.8%	↓
地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがあると回答した若者の割合	令和5年度 45.7%	↑
国政選挙や地方選挙に行っていないと回答した若者の割合	令和5年度 15.7%	↓

根拠：計画策定のためのアンケート調査

## 具体的な取組

### 1 居場所・活動の場の充実

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
142 中高生センタージャンプの若者支援	18歳以上の困難を有する若者を支援します。	中高生センターにおいて、高校を卒業したOB・OG世代への進路の変更や転職・就職に関する相談や、若者の社会貢献活動への支援を実施します。また、中高生の利用者が少ない時間帯に施設の一部に若者の居場所をつくります。
担当課 子ども若者課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
登録者数	60人	80人
延べ利用者数	1,637人	1,800人
相談件数	544件	600件

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
143 若者学びあい事業	「みらい館大明」において、若者が気軽に立ち寄れる居場所として、「ブックカフェ」を週6日、NPOと協働で開館しています。コーディネーターを配置し、若者が地域で活動するきっかけづくりやサポートも行っています。
担当課 生涯学習・スポーツ課	
144 としまコミュニティ大学	豊島区と区内7大学(学習院大学・川村学園女子大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・東京音楽大学・立教大学)が協働で事業展開している人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場です。
担当課 生涯学習・スポーツ課	
145 区立図書館におけるYA向けの取組	区立図書館においてYAコーナーの図書充実や、利用者との情報交換のための掲示板設置、YA向けイベントや企画展示の実施などにより、子ども・若者の読書活動を促進します。
担当課 図書館課	
146 新規 若者の居場所創出事業	困難を抱えた若者が気軽に集い、相談やつながりを作ることができる居場所を提供することで孤独・孤立の解消および予防を図り、自立や社会参画に向けた安定的で継続した支援を行います。また居場所を起点として周辺地域の賑わいを創出し、豊島区の魅力を高め持続的な発展を実現します。
担当課 子ども若者課	

### 2 社会参画の推進

事業名	事業目標
147 選挙普及啓発事業	小中学校・高校・大学における選挙に関する出前講座や模擬選挙の実施及び選挙物品の貸出、マンガ家のデザインしたポスター等の普及啓発媒体の作成、若者を選挙立会人に選定することなどを通じて若者の選挙に対する関心を高め、投票率の向上につなげます。
担当課 選挙管理委員会事務局	
148 地域防災力向上事業	消防団の加入や地域での防災訓練・防災講座への若者の参加を促進し、新たな地域防災の担い手の創出に取り組めます。また、PTA等と連携し、小中学校を対象とした防災授業や地域の防災講話、防災イベントを通じて、防災意識の向上を図ります。
担当課 防災危機管理課	
143 若者学びあい事業	【再掲】(110ページ)
担当課 生涯学習・スポーツ課	
149 新規 すずらんスマイルプロジェクト	生きづらさを抱える10代・20代の若年女性の困難な問題や状態に早い段階で気づき、区の相談窓口や施策、関係機関や民間支援団体等による適切な支援につなげていくため、当事者に届けるための情報発信や、職員のスキルアップに向けた研修、企業や民間支援団体等と連携・協働した取り組みを実施します。
担当課 男女平等推進センター	

## コラム 16:すずらんスマイルプロジェクト

10代・20代の生きづらさを抱えた若年女性を「たしかな支援」につなげることを目的に豊島区で生まれた、様々な職種、職層の職員が参加する組織横断的なプロジェクトです。

若手職員の自由な意見や発想を取り入れ、自治体初となる生理用品の無償配布や、当事者目線のホームページや支援リーフレットの作成、SNSを活用したターゲティング広告の実施など、スピード感をもって取り組んでいます。

また、民間支援団体と連携した会議や取組、プロジェクトの趣旨に賛同いただいた企業と連携したPRキャンペーン、学生と連携したワークショップ等も実施しています。

今後も民間団体や企業、当事者世代である学生等との連携を一層強化し、様々な取組を進めていきます。



池袋ハロウィンコスプレフェスティバルでは、職員もコスプレをして周知を行いました！

## コラム 17:若者の居場所創出事業

近年、家庭や学校、職場といった生活の中で自分の居場所を見出せないと悩む子どもや若者が増加しており、安心して過ごせる居場所の必要性が一層高まっています。

こうした課題に対応するため、豊島区では、都市開発事業者が保有する遊休地等(空き家)を無償で借り受け、それを若者支援団体に無償提供(転貸借)し、若者の居場所運営や居住支援など多様なプログラムを提供してもらうことで、若者支援を推進します。

運営に必要な空き家の改修経費等を区が補助、負担することで、若者支援団体の負担が軽減され、より安定的で継続した支援が可能になります。

この取り組みは、困難を抱えた若者が気軽に集い、相談やつながりを作ることができる居場所を提供することで、孤独・孤立の解消及び予防を図り、自立や社会参画に向けた継続的支援を行うことを目的とします。また、居場所を起点に周辺地域の賑わいを創出し、豊島区の魅力を高めることも期待されています。



※写真はイメージ

取組の方向性

1

一人ひとりに寄り添った支援

現状と課題

豊島区における児童虐待通告件数は年々増加傾向にあります。令和4年度に実施した豊島区ヤングケアラー調査では、2.2%の子どもが自分はヤングケアラーにあてはまると回答しました。令和5年2月には児童相談所を開設し、関係機関で連携しながら、複雑化・多様化する児童虐待の相談に対応しています。子どもの安全と健やかな成長を支える持続可能な支援体制を強化し、更に整えていくことが求められています。

不登校児童・生徒数は、小学校・中学校ともに増加しています。令和5年度に実施したアンケート調査では小学生の6.6%、中学生の4.4%の子どもが「学校は楽しいと思わない」と回答しており、こうした子どもへの支援が求められています。

18歳未満の身体障害者手帳所持者数は横ばいの状態、愛の手帳所持者数は微増傾向にあります。令和6年4月には、専門性の高い児童発達支援を提供し、併せて障害児やその家族及び関係者を総合的にサポートする地域に根差した中核的施設として児童発達支援センターを開設しました。また、医療的ケア児及びその家族を身近な地域で支えるため、関係部署や医師会等で構成する協議会を立ち上げ、医療的ケア児等コーディネーターの配置や庁舎内の相談窓口開設等、取り組みを進めています。引き続き、総合的な支援体制の強化と支援内容の充実が求められています。

豊島区の外国人住民人口は、コロナ禍により減少するも、令和4年度以降は増加しており、外国人住民の比率は、23区内では新宿区に次ぎ2番目となっています。

豊島区における15～39歳の死因の約4割が自殺であり、自殺者に占める20～30代の割合が高くなっています。子ども・若者の自殺予防が重要な課題となっています。

方向性

虐待被害、いじめ被害、不登校・ひきこもり、障害、外国ルーツなど、人によって抱えている背景は様々であり、求められる支援も異なります。一人ひとりの状況にこちらから寄り添い、相談しながら必要な支援を進めていきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
学校が楽しいと感じている子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 64.8% ● 中学生 55.0%	
過去1年間でお金が足りず家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した保護者の割合	令和5年度 ● 小学生 3.7% ● 中学生 7.3% ● 高校生 11.0%	

根拠：計画策定のためのアンケート調査

## 具体的な取組

### 1 子どもの虐待防止(再掲)、ヤングケアラーへの支援

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
26 子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。
担当課 子ども家庭支援センター		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
虐待防止ネットワーク研修開催数	2回	2回
出張講座開催数	43回	45回

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
37 <b>新規</b> 「としま子どもの権利相談室」(愛称:ふくろう相談室)の運営	【再掲】(80ページ)
担当課 子ども若者課	
38 <b>新規</b> 児童相談所の運営	【再掲】(80ページ)
担当課 児童相談課	
42 子ども家庭女性相談事業	【再掲】(82ページ)
担当課 子育て支援課	
92 母子生活支援施設	【再掲】(93ページ)
担当課 子育て支援課	

## コラム 18:ヤングケアラー

豊島区では、令和5年度からヤングケアラーの常設相談窓口を子ども家庭センターに開設し、ヤングケアラー支援コーディネーター2名を配置しました。コーディネーターは、子ども自身や関係機関からの相談に応じるほか、普及啓発としてリーフレットやポスター、子どもの相談キャラクター「なやミミ・すいトリ」のぬいぐるみを活用し、小・中学校へ相談窓口の周知を図り、区民ひろばや保育園、子ども食堂などの関係機関職員にヤングケアラー支援についての出張講座や区民講演会を開催しています。

さらに、令和6年度の「としま子ども会議」では、子ども達からイベントで啓発する方法やイベント以外で周知する具体的な方法について提案してもらいました。子ども達の提案内容を実現しながら「ヤングケアラーにやさしいまちづくり」を推進していきます。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

## コラム 19: 豊島区児童相談所

「児童相談所」は、子どもやその家族が抱える問題を解決するための施設です。たとえば、子どもが家庭で虐待を受けていたり、育児に困っている親がいたりするときに、相談を受けて助ける役割があります。また、必要があれば、一時的に安全な場所で子どもを預かることもあります。

豊島区は、令和5年2月に児童相談所を開設しました。豊島区児童相談所では、子どもが健やかに安心して生活していけるよう、子どもとその家族などに対して相談援助を行い、問題の解決を目指していきます。

また、令和7年3月には「社会的養育推進計画」(この計画の別冊)を作成しました。子どもが生まれる前からの、家庭への切れ目のないサポートや、里親家庭・児童養護施設などで暮らす子どもが、意見や思いを尊重されながら、安心して成長できるようにする取組などを通して、全ての子どもの最善の利益(子どもにとって一番よいこと)を実現していきます。



### 2 社会的養育の推進

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
150 <b>新規</b> 家庭養育の体制整備事業 <b>担当課</b> 児童相談課	家庭養育の推進に向けて、民間事業者(フォスタリング機関)を活用した家庭養育の普及啓発、委託促進を行います。

### 3 子どものいじめ防止(再掲)、不登校、ひきこもりへの支援

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
39 <b>子ども若者総合相談事業(アシスとしま)【再掲】</b> <b>担当課</b> 子ども若者課	不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者に対して自立に向けた支援を行います。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施します。 相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。
<b>目標</b>	<b>現状値(令和5年度)</b>	<b>目標値(令和11年度)</b>
不登校に関する相談件数	31件	20件
ひきこもりに関する相談件数	17件	20件

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
35 スクールカウンセラー事業 <b>担当課</b> 指導課 教育センター	【再掲】(80ページ)

事業名	事業目標
36 スクールソーシャルワーカー活用事業 担当課 教育センター	【再掲】(80ページ)
37 新規 「としま子どもの権利相談室」(愛称:ふくろう相談室)の運営 担当課 子ども若者課	【再掲】(80ページ)
151 柚子の木教室(適応指導教室) 担当課 教育センター	不登校児童・生徒に、学習やスポーツ、宿泊教室、体験活動等を通して何度でもやり直せることを実感させ社会的自立に向けた、居場所機能、学習機能、社会への適応支援機能を充実させます。また、いじめなど何らかの理由で学校に登校することが困難な児童・生徒の一時的なシェルターとして機能します。
152 教育相談 担当課 教育センター	幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、心理士による来所相談や電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。

#### 4 障害のある子ども・若者や医療的ケアの必要な子どもへの支援

##### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
153 発達支援相談事業 担当課 子ども家庭支援センター	心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。	西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います(児童発達支援事業)。
目標 発達相談件数	現状値(令和5年度) 7,010件	目標値(令和11年度) 7,100件

##### ● 計画事業

事業名	事業目標
93 新規 医療的ケア児の受入れ 担当課 保育課	【再掲】(95ページ)
154 重度障害者の大学等修学支援事業 担当課 障害福祉課	重度障害者が大学等に修学する際に、大学等の支援体制が整うまでの間、身体介護等の提供に要する費用を支給します。
155 新規 児童発達支援センターの運営 担当課 子ども家庭支援センター	切れ目のない支援を実現するため、発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「児童発達支援センター」を設置し、運営します。
156 発達障害者相談窓口 担当課 障害福祉課	発達障害について、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容により、適切な機関の紹介や情報提供を行います。

事業名		事業目標
157	<p><b>新規</b></p> <p>特別支援学級や通級指導学級と通常学級の交流、共同学習の充実</p> <p><b>担当課</b> 指導課 教育センター</p>	特別支援学級や通級指導学級における交流や、共同学習の充実を図り、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実します。
158	<p>巡回子育て発達相談事業</p> <p><b>担当課</b> 子ども家庭支援センター</p>	東部子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスキップ・学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスをを行います。また施設を利用する保護者からも、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。
159	<p>発達障害者心理相談補助事業</p> <p><b>担当課</b> 障害福祉課</p>	発達障害者あるいは発達障害に起因する問題について、区在住の本人またはその家族が区内大学の心理相談(カウンセリング)を受ける際の費用の一部を補助します。
112	<p>障害児保育事業</p> <p><b>担当課</b> 保育課</p>	【再掲】(97ページ)
160	<p>学童クラブでの障害児受入</p> <p><b>担当課</b> 放課後対策課</p>	障害のある子どもを学童クラブで受け入れ、遊びや生活を通して成長できるように、個々の子どもの状況を踏まえて支援を行います。
161	<p>障害児通所支援事業</p> <p><b>担当課</b> 障害福祉課</p>	<p>【児童発達支援】心身の発達に何らかの偏りや障害のある未就学の子どもを対象に、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を供与し、またはこれに併せて治療を行います。</p> <p>【放課後等デイサービス】学校又は専修学校等に就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための支援等を行います。</p> <p>【保育所訪問支援】保育所等の児童が集団生活を営む施設に訪問支援員が訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。</p> <p>【居宅訪問型児童発達支援】重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。</p>
162	<p>障害者(児)日中一時支援事業</p> <p><b>担当課</b> 障害福祉課</p>	障害児を介護している方が疾病等の理由で一時的に介護できない時に、障害児に対して宿泊を伴わない短期的な施設を提供し、日常生活の援助・日中活動の支援を行います。
163	<p>発達障害者支援ネットワーク会議</p> <p><b>担当課</b> 障害福祉課</p>	庁内の保健、福祉、子育て、教育に関わる関係機関で構成される発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、各ライフステージを通じて一貫した支援ができるよう、発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行います。
164	<p>障害者サポート講座</p> <p><b>担当課</b> 障害福祉課</p>	障害者への声掛けや手助け方法など簡単なサポート方法を学ぶことができる区民向け講座の開催や、サポート方法を収録した動画のYouTube配信を行います。

事業名		事業目標
165	余暇活動支援(ほっと・サロン事業)	主に一般就労をしている障害者を対象に、余暇を過ごせる場を提供し、地域生活に充実感を与え、就労の定着を目指します。
	担当課 障害福祉課	
166	新規 障害者就労支援事業(豊島区障害者就労支援センター)	一般就労を希望する障害者の就職準備や就職定着支援、就労希望者の積極的な掘り起こしを行います。特別支援学級や特別支援学校等への訪問や、障害のある子どもを対象としたワークショップの開催等を通して、就労に対する意識付けを行います。
	担当課 障害福祉課	
167	日曜教室(つばさCLUB)	18歳以上の中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあい交流を深めることで、生活課題の解決や余暇活動の充実を図ります。
	担当課 生涯学習・スポーツ課	
168	新規 バリアフリー資料の充実	通常の本では読書が困難な子ども・若者のために、バリアフリー資料の活用により、読書環境を整備します。
	担当課 図書館課	
169	新規 区立小中学校・幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実	区立小中学校・幼稚園において、医療的ケアを要する幼児に医療行為を行える体制を整備することで、保護者の付添いを求めず、他の児童生徒または園児と共に教育を受けられる環境を提供します。
	担当課 学務課	
170	新規 障害者雇用推進	障害者雇用を推進し雇用環境を整備します。また、オフィスサポートセンターの設置等、区自らが就労機会の拡大を図ることで、区民や職員に障害者雇用促進についての理解を深めていきます。
	担当課 人事課	
171	新規 医療的ケア児等支援協議会	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連機関が一堂に会し、医療的ケア児等への取り組みや支援について意見交換や情報共有を図ります。
	担当課 障害福祉課	
172	新規 医療的ケア児相談窓口	医療的ケアを必要とするお子さま、ご家族が、ご自宅や地域で安心して暮らしていけるよう医療的ケア児等コーディネーターが様々な相談に応じます。ライフステージに応じて、利用できるサービスや関係機関をつなぐ役割をします。
	担当課 障害福祉課	
173	新規 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業	医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)のご家族の休養や就労活動のため、自宅等まで看護師が出向き、一定時間、家族等にかかわってケアを行います。
	担当課 障害福祉課	
174	新規 障害児入所支援	福祉型と医療型の2種類ある障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立生活に必要な知識技能の習得のための支援や治療を行います。
	担当課 障害福祉課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

## コラム 20:行こう！話そう！体験しよう！就労ワークショップ

障害者就労支援センターでは、区内特別支援学級の保護者会と連携しながら、親子で参加する体験型ワークショップを行いました。

“働く”という将来に向けた子ども達へのメッセージをどのように伝えるか、準備段階から子どもや保護者に意見をもらい、開催時期・内容・事後アンケート項目などに反映させることが出来ました。

区職員だけでは気が付けなかったお子さんの特性に応じた配慮事項にも対応することができ、区職員の視野を広げることができました。また、保護者の方からも「子どもの進路についても考えるきっかけとなりました。」との発言があり、双方にとって有益な連携ができました。

事後アンケートでは、参加者全員から楽しかったと回答があり、「細やかな気遣いがとても嬉しかった」など満足度の高いワークショップが開催できました。

今後、聴取した意見を事業に反映し、フィードバックできるようにして取り組みを進めます。



※都市計画課の協力により「IKEBUSペーパークラフト赤・黄」づくりに挑戦

### 5 外国にルーツを持つ子ども・若者への支援

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
175 日本語指導教室 担当課 教育センター	区立小・中学校に就学している日本語能力が不十分な児童に、日本語の習得を目的とする授業を行い、学習理解、生活習慣の習得を支援します。その際、児童の個々の状況に合わせた個別指導を行います。
176 日本語初期指導事業 担当課 教育センター	区立幼・小・中学校に就学する帰国・外国籍園児・児童・生徒・保護者に対して学校生活に適応できるよう通訳を派遣します。
177 外国籍の子どもへの学習支援 担当課 教育センター	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援するため、必要に応じて、区内の大学や関係機関との連携を図り、個に応じた指導や援助を行います。

事業名	事業目標
132 外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	【再掲】(105ページ)
担当課 学務課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

## コラム 21:日本語指導教室

日本語指導学級や日本語指導教育教員が配置されていない学校に在籍している、来日して概ね6か月以内の児童・生徒を対象に、教育センターでは日本語等指導を行っています。

日本の学校生活に必要な場面を想定し、友達や先生とのやりとりや、時間割の見方や、時間の言い方など、日常生活に直結した最低限の日本語が出来るよう指導しています。中学生は教育センターに通い、複数の指導員とのコミュニケーションを行うことができます。また、小学生は担当の指導員が学校に巡回するため、保護者が送迎することなく指導を受けられます。

日本語指導を希望される場合は、入学後、学校長にご相談ください。



教育センター日本語指導教室の様子



日本の文化についても学びます

### 6 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
178 保護観察対象少年に対する就労支援事業	保護観察を受けている区内の青少年を会計年度任用職員として採用することで、就労の場、社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。
担当課 子ども若者課	
179 社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。区はこれらの運動に対して助成金を支出するほか、事務局として運動のPRや会議事務等を行っています。
担当課 子ども若者課	
180 更生保護サポートセンターの運営支援	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週2回実施されています。
担当課 子ども若者課	

7 その他配慮が必要な子ども・若者  
(DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など)への支援

● 計画事業

事業名		事業目標
181	女性の専門相談 担当課 男女平等推進センター	法律に関わる相談、人間関係等に関わるこころの相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。
182	緊急一時保護 担当課 子育て支援課	DV被害にあった女性のほか、緊急で保護する必要がある女性の相談を受け、シェルター等で保護を実施し、その後の自立に向けた支援を行います。
183	多様な性自認・性的指向の人々への理解促進 担当課 男女平等推進センター	多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を目指して、情報を掲載したパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出しを行い、区民等に対する啓発活動に取り組みます。
184	新規 にじいろ相談ダイヤル 担当課 男女平等推進センター	性自認・性的指向に関する悩みについて専門の相談員による相談を行います。
185	新規 男性の専門相談ダイヤル 担当課 男女平等推進センター	仕事や家庭のこと、人間関係や生き方など、男性の様々な悩みについてカウンセラーによる相談を行います。
137	自殺・うつ病の予防対策 担当課 保健予防課	【再掲】(107ページ)
138	DV・デートDV防止のための周知啓発事業 担当課 男女平等推進センター	【再掲】(107ページ)
149	新規 すずらんスマイルプロジェクト 担当課 男女平等推進センター	【再掲】(110ページ)

## 相談体制の充実と情報発信

### 現状と課題

豊島区では、子ども・若者に係る様々な悩みや困難を一人で抱え込むことの無いように、23区で初めて庁舎内に常設の子ども若者相談窓口として「アシスとしま」を設置し、運営しています。窓口では、子ども・若者及びその保護者からの様々な悩みや相談に対応するとともに、悩みを抱える当事者やその家族、子ども・若者を支援する地域団体のもとを訪問するアウトリーチ型の支援も進めており、相談者数及び支援者数は、ともに年々増加しています。しかし、令和5年度に実施したアンケート調査によると、「アシスとしま」の認知度・利用度は低く、相談窓口の広報や利用促進が課題となっています。

また、福祉課題が多様化、複雑化する中、従来の対象者別の相談支援では対応が困難なケースが増えており、支援を必要とする人に対してより一層きめ細やかな支援を行う必要が高まっています。

### 方向性

「アシスとしま」をはじめとして、子どもの発達、心身の健康、多様な性など、個別の問題に関する相談窓口も設置し、重層的に支援を進めていきます。個別の相談窓口では対応が困難な複雑・複合的なケースについては、関係各課や関係機関の連携により包括的な相談支援体制構築を図ることで対応していきます。

また、子ども・若者に関わる問題は多岐に渡っており、それらの問題に対応する支援機関も多様であるため、当事者やその家族にとっては、自分の抱えている悩みをどの支援機関に相談すれば良いのかわからないということもありえます。相談者に必要な窓口や支援情報が届くよう、支援機関の対応力を強化し、併せて相談に係る情報を発信していきます。

### 計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどがあったときは助けを求めることができるかと回答した割合	令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者 53.6%</li> <li>● 高校生 82.4%</li> <li>● 若者 75.7%</li> </ul>	↑
困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した割合	令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学生 47.7%</li> <li>● 中高生 62.0%</li> <li>● 若者 9.3%</li> </ul>	↓
上記の理由として、相談しても解決できないと思うからと回答した割合	令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学生 35.0%</li> <li>● 中高生 58.8%</li> <li>● 若者 69.2%</li> </ul>	↓
悩みやこまりごとなどを相談できる場所(なやミミフリーダーダイアル、アシスとしまなど)の認知度	令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学生 68.1%</li> <li>● 中高生 48.2%</li> <li>● 若者 15.4%</li> </ul>	↑

根拠：計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 相談体制の充実と情報発信

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
<p>39 子ども若者総合相談事業(アシスとしま)【再掲】</p> <p>担当課 子ども若者課</p>	<p>様々な困難を有する子ども・若者や家族への情報提供及び支援の実施により、問題の重篤化防止や状況改善を図ります。</p>	<p>学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施します。</p> <p>相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。</p>
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
登録相談者数	441人	400人
支援回数	2,623回	2,500回

● 計画事業

事業名	事業目標
<p>32 子育て訪問相談事業</p> <p>担当課 子ども家庭支援センター</p>	【再掲】(80ページ)
<p>35 スクールカウンセラー事業</p> <p>担当課 指導課 教育センター</p>	【再掲】(80ページ)
<p>37 <b>新規</b> 「としま子どもの権利相談室」(愛称:ふくろう相談室)の運営</p> <p>担当課 子ども若者課</p>	【再掲】(80ページ)
<p>40 子どもに関する相談事業</p> <p>担当課 子ども家庭支援センター</p>	【再掲】(82ページ)
<p>41 子どもからの専用電話相談(なやみみフリーダイヤル)</p> <p>担当課 子ども家庭支援センター</p>	【再掲】(82ページ)
<p>42 子ども家庭女性相談事業</p> <p>担当課 子育て支援課</p>	【再掲】(82ページ)
<p>61 東部・西部子ども家庭支援センター事業</p> <p>担当課 子ども家庭支援センター</p>	【再掲】(88ページ)

事業名		事業目標
70	子育て支援総合相談事業	【再掲】(89ページ)
	担当課 子育て支援課	
63	マイほいくえん事業	【再掲】(88ページ)
	担当課 保育課	
77	乳幼児健全育成相談事業	【再掲】(91ページ)
	担当課 保育課	
149	<b>新規</b> すずらんスマイルプロジェクト	【再掲】(110ページ)
	担当課 男女平等推進センター	
152	教育相談	【再掲】(115ページ)
	担当課 教育センター	
153	発達支援相談事業	【再掲】(115ページ)
	担当課 子ども家庭支援センター	
156	発達障害者相談窓口	【再掲】(115ページ)
	担当課 障害福祉課	
158	巡回子育て発達相談事業	【再掲】(116ページ)
	担当課 子ども家庭支援センター	
180	更生保護サポートセンターの運営支援	【再掲】(119ページ)
	担当課 子ども若者課	
181	女性の専門相談	【再掲】(120ページ)
	担当課 男女平等推進センター	

計画の基本的な  
考え方

子ども・若者と家庭を  
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・  
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

事業名	事業目標
<p>184 <b>新規</b> にじいろ相談ダイヤル</p> <p><b>担当課</b> 男女平等推進センター</p>	【再掲】(120ページ)
<p>185 <b>新規</b> 男性専門相談ダイヤル</p> <p><b>担当課</b> 男女平等推進センター</p>	【再掲】(120ページ)
<p>186 福祉包括化推進会議の設置</p> <p><b>担当課</b> 福祉総務課</p>	複雑化・複合化する福祉ニーズに対してきめ細かく対応するため、福祉・健康・子ども・住宅・教育に関する部署等に福祉包括化推進員を配置し、定期的な会議体を設けて庁内連携を推進し、包括的な支援を実施していきます。
<p>187 精神保健福祉相談</p> <p><b>担当課</b> 健康推進課 長崎健康相談所</p>	こころの不調や病気で困っている方、あるいは家族の方からの相談を保健師が随時お受けします。また、予約制で精神科医又は精神保健福祉士による専門相談を行います。
<p>188 消費生活相談事業</p> <p><b>担当課</b> 産業振興課</p>	契約上のトラブル、悪質商法による被害等の相談を受けます。ヤミ金・サラ金などの多重債務に関する場合は、状況により弁護士の法律相談を案内します。
<p>189 子ども・若者及びその家族への支援情報の提供</p> <p><b>担当課</b> 子ども若者課</p>	支援が必要な子ども・若者やその家族に対して支援に関する情報が届くよう、インターネット等も活用して情報の提供に努めます。
<p>190 子ども・若者支援者への情報提供</p> <p><b>担当課</b> 子ども若者課</p>	子ども・若者支援に関わる区民、関係機関や職員等に対し、困難を有する子ども・若者の構造や背景を理解するための研修や講演会を開催し、支援に必要な情報提供を行います。
<p>172 <b>新規</b> 医療的ケア児相談窓口</p> <p><b>担当課</b> 障害福祉課</p>	【再掲】(117ページ)

## コラム 22: 子ども若者総合相談 アシスとしま

子ども若者総合相談事業(通称:アシスとしま)は、さまざまな困難を抱える子どもおよび概ね39歳までの若者やその家族を対象に、相談支援を行う窓口です。

人間関係の悩み、職場や学校での困りごと、生きづらさなど、さまざまな相談に対応しています。

複雑で多岐にわたる相談に応えるため、関係機関と連携し、適切な支援につなげるとともに、「どこに相談すればよいかわからない」「周囲に助けてくれる大人がいない」といった子ども・若者からの相談も幅広く受け付けています。

また、自ら大人に支援を求めることが困難、あるいは支援が必要な状況にありながら発見されない子どもが多く存在するため、「中高生センタージャンプ」に足を運び、子どもたちと過ごす時間を作るなど、アウトリーチ活動を強化しています。

併せて、子どもたちがタブレット端末を使って匿名で相談できる環境を整えることで、些細な会話からでも、生きづらさや虐待といった問題を早期に発見し、必要に応じて関係機関と連携して適切な支援につなげています。

豊島区では、子ども若者支援、保健、福祉などの各分野において、相談者が抱える悩みが複雑化している場合、相談を受けた窓口が一旦話を受け止めた上で、適切な相談先と連携する包括的な支援体制を構築しています。

関係する部署が複数にまたがるほど相談内容が複雑化している場合にも、福祉、子ども、住宅、保健、教育などの各分野や社会福祉協議会で構成される「福祉包括化推進部会」が開催されるなど、分野横断的な支援が可能な体制が整えられています。

アシスとしまにおいても、該当する相談があった場合には、この部会を積極的に活用し、支援を進めています。

さらに、支援者同士の情報交換やネットワーク構築、地域への啓発などを目的としたイベントやネットワーク会議を定期的を開催することで、支援の輪を広げる独自の取り組みも進めています。



取組の方向性

1

区民・地域・企業等との連携・協働

現状と課題

区民であり、社会の一員である子ども・若者は、専門的な知識やノウハウを有する者だけでなく、日常生活の中で接する機会がある地域の区民や事業者等とのつながりの中で成長していきます。

豊島区には、子ども・若者の成長を見守り、ともに活動し、必要に応じて関係機関とのコーディネートを行うことを仕事とする民生委員・児童委員、青少年育成委員、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)がいます。

また、令和3年7月には、「子どもたちのために役立ててほしい」、「子どもたちの今や未来が豊かなものとなるように体験や交流などの機会を提供したい」等の声を受けて、個人や企業等からいただいた寄附金を積み立てる「としま子ども若者応援基金」を創設しました。この基金を活用し、困難を抱える子ども・若者や家庭への支援事業を開始するとともに、体験型支援である「コト支援」や食料品等を提供する「モノ支援」と併せて、「子ども若者応援プロジェクト」を実施しています。

子ども・若者のパートナーである区民・地域・企業等とともに、強みを活かしかえるような関係性を構築していくことが重要です。

方向性

民生委員・児童委員や青少年育成委員、地域のボランティア団体等が、地域で子ども・若者やその家族とともに行う取組を支援し、地域人材を確保・育成していきます。

また、行政と区民、地域団体、大学等、様々な主体が連携・協働するとともに、地域で様々な活動をしている団体のネットワーク化を進めることで、地域・社会全体で子ども・若者を見守り、ともに成長していけるまちづくりを推進します。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思う保護者の割合	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就学前 45.4%</li> <li>● 小学生 51.1%</li> <li>● 中高生 46.0%</li> </ul>	
職業生活と家庭生活を両立するための支援が行われていると思う保護者の割合	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就学前 44.3%</li> <li>● 小学生 37.1%</li> <li>● 中高生 38.3%</li> </ul>	

根拠: 計画策定のためのアンケート調査

## 具体的な取組

### 1 地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
<p>191 スポーツ推進委員事業</p> <p>担当課 生涯学習・スポーツ課</p>	<p>スポーツ・レクリエーションの普及・振興のため、地域におけるスポーツ活動の指導・助言と、区のスポーツ・レクリエーション関係事業「としまスポーツまつり」や「ハイキング」など子どもから高齢者まで楽しく参加できるイベントを企画・運営します。また、スポーツを通じた地域コミュニティの場として、区内1か所で総合型地域スポーツクラブの活動を展開します。</p>
<p>192 民生委員・児童委員事業</p> <p>担当課 福祉総務課</p>	<p>乳幼児や児童のいる家庭の生活を常に見守り、その生活状況の把握に努めるとともに、必要に応じ相談・支援を行います。ケースによっては、区対しの確かな情報提供を行い、望ましい福祉サービスにつなげるための活動を展開します。また、児童虐待など子どもの権利が不当に侵害されているケースなどについては、関係機関との適切な連携により、その解決に協力します。</p>
<p>193 青少年育成委員会支援事業</p> <p>担当課 子ども若者課</p>	<p>各地区青少年育成委員会は、独自に地域の実情に応じた形でイベントを開催し、青少年の健全育成と地域の親睦を深める活動をしています。区は各地区が行う健全育成事業に対する補助金の支出、連合会に対する補助金の支出、「としまのいくせい」の作成、委員の資質向上のための研修会を実施します。</p>
<p>194 コミュニティソーシャルワーク事業</p> <p>担当課 福祉総務課</p>	<p>区内8か所の区民ひろばに各2名常駐しているコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が、地域福祉を推進するコーディネーターとして、①個別支援・地域支援を通じた地域づくり、②年齢や属性などを問わず区民の困りごとを受け止め、伴走しながらサポートを行う「暮らしの何でも相談」、③区民や地域団体等が主体的に参画する小地域でのネットワークづくり等の支援を行います。</p>
<p>195 地域福祉サポーターの養成と推進</p> <p>担当課 社会福祉協議会</p>	<p>地域の中で不安や悩みを抱えた人たちに気づいた時に、声をかけたり関係機関につなげたりするなどの活動を行う、地域の小さなアンテナ役「地域福祉サポーター」を養成します。</p>
<p>196 地域活動交流センター管理運営</p> <p>担当課 区民活動推進課</p>	<p>NPO法人等の公益性のある地域活動団体の活動及び交流の拠点として、地域活動交流センターを設置し、その管理運営を行います。</p>

### 2 区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
<p>197 子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」</p> <p>担当課 子ども若者課</p>	<p>子ども・若者支援に関わる活動団体や行政で包括的・横断的な支援ネットワークを構築し、支援に関する情報交換や支援者の質の向上に取り組みます。</p>	<p>子ども・若者支援に関わる多分野の団体や区民に対して、専門知識などの研修会や情報交換の機会となるイベントなどを実施します。</p>
<p>目標</p> <p>ネットワークイベント参加者数</p>	<p>現状値(令和5年度)</p> <p>127人(2回/年)</p>	<p>目標値(令和11年度)</p> <p>80人(1回/年)</p>

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

● 計画事業

事業名		事業目標
14	子ども食堂ネットワーク	【再掲】(74ページ)
	担当課 子ども若者課	
25	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	【再掲】(76ページ)
	担当課 福祉総務課(自立支援担当課)	
198	<b>新規</b> としま子ども若者応援プロジェクト	地域の方々等からいただいた寄付金を活用した支援事業や、企業・団体等からの「コト・モノ支援」を通じて、子ども・若者や子育て家庭を支援します。
	担当課 子ども若者課	
199	子ども若者支援ネットワークの構築(子ども・若者支援地域協議会)	社会生活を営むうえでの困難を有する子どもや若者に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図ることを目的に、豊島区子ども若者支援地域協議会を運営し、ネットワーク形成を行います。
	担当課 子ども若者課	
200	豊島区子育てネットワーク会議	同じ地区の子育てに関わる施設が情報交換を行い、地域の子育て家庭を見守っていきます。地区ごとに、定期的に会議を開催して、情報共有・意見交換を行っています。
	担当課 子ども家庭支援センター	
201	中小規模公園活用プロジェクト	地域に点在する十分に活用されていない中小規模公園について、子育て世代をはじめとした利用者ニーズや地域・周辺環境に合わせた新たな公民連携による活用方法を地域とともに検討・検証し、地域コミュニティの場や地域課題解決の場として、まちや人と「ともに育つ公園」を目指します。
	担当課 公園緑地課	
202	地域・大学連携事業	学校と区内大学や地域の企業、特技を有する個人等との連携を進めて教育活動を活性化します。また、教員を志望する学生を指導補助者として受け入れ、学生が教育現場を体験する機会を創出します。
	担当課 指導課	
203	<b>新規</b> 特色ある学校づくり事業	学校、保護者、地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることのできるコミュニティ・スクールの導入を推進し、地域全体で子どもたちを育てる環境を整備します。
	担当課 指導課(学校支援担当課長)	
204	地域子ども懇談会	地域・学校・家庭・行政が連携し、子どもに関する健全育成活動や見守り活動の促進、地域の子育て力や教育力の向上を図るため、小学校区ごとに「地域子ども懇談会」を開催し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。
	担当課 放課後対策課	

## コラム 23: としま子ども・若者応援プロジェクト

「としま子ども若者応援プロジェクト」は、区民や企業の皆様等「オールとしま」によるSDGsの推進として、「支援したい人」と「支援が必要な人」を結び、地域全体で子ども・若者や子育て家庭への「支援の輪」を広げていくためのプロジェクトです。

支援者の皆様から頂いた寄附金により、ひとり親家庭への食糧支援など、困難を抱えた子ども・若者や子育て家庭への支援事業を実施しています。

また、体験・居場所の提供(コト支援)や余剰品の活用(モノ支援)により、企業の防災備蓄等の余剰品を子ども食堂へ寄附したり、豊島区内の音楽大学と連携して、子どもたちへコンサートを届ける活動も実施しています。

今後も企業・団体と連携しながら、子ども・若者や子育て家庭を支援していきます。



### 3 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
<b>205</b> ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度  <b>担当課</b> 男女平等推進センター	企業のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、働きやすい職場づくりを推進します。	区内に本社又は主たる事業所がある企業を対象に、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する企業を区が認定します。認定書の授与、区ホームページで取組の紹介等を行い、認定企業は、企業が発行する印刷物等に認定マークを使用できます。
<b>目標</b>	<b>現状値(令和5年度)</b>	<b>目標値(令和11年度)</b>
認定企業数	57社	70社

● 計画事業

事業名		事業目標
206	企業・事業所への啓発事業	区内の企業・事業所に対し、働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供・普及啓発を行います。
担当課	男女平等推進センター	
207	<span style="background-color: #f8766d; color: white; padding: 2px;">新規</span> ワーク・ライフ・バランス講座の開催	ワーク・ライフ・バランスの意義・重要性を区民・事業者が理解し取組むために、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催します。
担当課	男女平等推進センター	
208	モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	職場でのワーク・ライフ・バランス及び子育て支援・両立支援を進めるために、特定事業主行動計画に基づく取組を推進していきます。
担当課	人事課	

## 安全・安心な社会環境の整備

## 現状と課題

豊島区では、子どものけが・事故予防、児童虐待防止、学校の安全(セーフスクール)など10項目をセーフコミュニティの重点課題として対策委員会を設置し、地域全体で安全対策を推進しています。また、地球温暖化や自然の変動により気象災害の発生頻度が高まる傾向となっています。子ども・若者が熱中症や地震等への被災といったリスクへ適切に対処できるように、日ごろから準備しておく必要があります。

子ども・若者に対する有害環境への対策も重要です。豊島区では、これまで不健全図書などの有害環境に対する取組を進めてきましたが、近年では青少年のネット依存が問題となっています。インターネットも含めて令和5年度に実施したアンケート調査では、いずれの保護者においても、区の子育て支援・施策に望むこととして「子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備」が多く回答されており、安全安心なまちづくりのより一層の推進が求められています。子ども・若者を取り巻く環境への対策が求められています。

また、子育てファミリー世帯向けの家賃助成など、子育てしやすい環境整備や子育て世帯の住環境の向上に取り組んできました。

## 方向性

子ども・若者にとって有害な環境に対する対策や、防犯や事故予防のための取組を推進することで、子ども・若者の生命や健康を保護し、かつ、安全安心な環境を整備します。また、子育て世帯にとって安心できるまちづくりを推進するため、子育て世帯向けの良質な住宅の供給誘導、子育て世帯の居住支援等、子育てしやすい環境の整備に取り組みます。取組にあたっては、学校や地域等と連携して進めていきます。

## 計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
子育てを視野に入れた住宅対策や道路・施設整備が行われていると思う保護者の割合	令和5年度 ● 就学前 36.0% ● 小学生 30.3% ● 中高生 31.2%	
子どもと一緒に外出できる遊び場や施設等の情報が欲しい、あるいは不足していると思う保護者の割合	令和5年度 26.0%	
セーフコミュニティの認証	令和5年度 認証	認証継続

根拠: 計画策定のためのアンケート調査

## 具体的な取組

### 1 子育て世帯にやさしいまちづくりの推進

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
209 子育てファミリー世帯への家賃助成事業 担当課 福祉総務課(自立支援担当課長) 住宅・マンション課	子育てファミリー世帯を区内の良質な民間賃貸住宅に誘導し、居住環境の改善及び定住化を図ります。	区内の良質な民間賃貸住宅に転居した場合に、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、転居後の家賃と基準家賃との差額の一部を一定期間助成します。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
家賃助成数	206件	210件

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
210 <b>新規</b> 空き家利活用事業 担当課 住宅・マンション課	空き家活用と地域コミュニティの活性化を図るため、空き家を活用したいオーナーと、その建物で地域貢献活動(多世代の交流の場、子どもの居場所となる場の運営等)を展開したい団体をマッチングするとともに、空き家の改修に必要な経費の一部を補助します。
211 <b>新規</b> 近居・多世代同居支援事業 担当課 住宅・マンション課	親子で支え合いながら子育てできる環境を整備するため、子育て世帯が親世帯と同居・近居する場合の住み替えにかかる費用を助成します。

### 2 有害環境等への対応

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
212 薬物乱用防止教育 担当課 指導課	医薬品の正しい使い方や危険ドラッグなどの使用防止の学習「薬物乱用防止教室」を年間指導計画に位置付け、学校薬剤師や警察と連携して年1回以上実施します。また、教員に対しても生活指導主任研修会等で、おくすり教育、薬物乱用防止教育の研修を行います。
213 情報モラル教育 担当課 指導課	情報ネットワーク社会に対応するため、タブレットPCを活用し、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育及び情報セキュリティ意識向上のための指導の充実を図ります。
214 不健全図書類等規制対策事業 担当課 子ども若者課	昭和60年10月に施行された「豊島区不健全図書類規制に関する条例」に基づき、地区の青少年育成委員会の協力のもとに不健全図書類等の自動販売機調査を行い、より一層の環境浄化活動を行います。

### 3 事故予防・防犯の推進

#### ● 計画事業

事業名		事業目標
215	安全・安心パトロールの実施  担当課 防災危機管理課	区民の安全・安心を確保するため、区内全域を青色防犯灯付きパトロール車でパトロールします。登下校時の進路警戒の他、小学校、保育園、子どもスキップ等の施設にも立ち寄る等、見せる防犯活動を行います。
216	小学校児童の通学路安全対策の推進  担当課 学務課	通学路における子どもたちの安全対策として、各小学校の通学路に防犯カメラを更新していきます。
217	学校安全安心事業  担当課 学務課	各小学校の通学路を関係者と点検し、通学路等における子どもたちの安全を確保していきます。
218	安全・安心な学校づくり(インターナショナルセーフスクール)  担当課 指導課(学校支援担当課長)	「体のケガ」「心のケガ」の原因となる事故、いじめ、暴力などの客観的なデータを基に課題を発見し、児童、生徒の主体的な活動や学校・保護者・地域の連携・協働により予防する安全で安心な学校づくりをコミュニティ・スクール活動の中で指導します。
219	区立小学校・学童クラブの入退室管理システム  担当課 放課後対策課 学務課	区立小学校1年生から3年生及び学童クラブを利用する児童を対象として、児童の入退室を保護者に通知するシステムを用いて、児童の安全の向上を図り、保護者の安心感担保や緊急時の迅速な対応を実現します。
220	交通安全施設整備事業  担当課 道路整備課	妊産婦や子ども連れの親子が安心して外出することができるよう、また、子どもの交通事故の減少を図るため、自転車・歩行者等の安全確保と、日常生活に支障をきたさない安全対策を行います。
221	交通安全対策事業  担当課 土木管理課	春・秋の交通安全運動を中心として、年間を通じた広報・啓発活動を実施します。各種交通安全教室・講習会の実施、交通安全ビデオ・DVDの貸出し、交通安全協会活動支援などを行います。子どもや子育て世帯に対しては、特に自転車乗中のルールとマナーに対する啓発活動を行います。
222	中学校自転車安全教室(スクエア・ストレイト授業)  担当課 土木管理課	事故の怖ろしさや交通ルールを守ることの大切さを実感させることを目的として、区立中学校において、スタントマンによる交通事故再現の様子を目の前で見ってもらう交通安全教室を警察署と協働で行います。
223	新規 自転車用ヘルメット普及啓発事業  担当課 土木管理課	自転車の転倒事故による頭部の受傷を防ぐため、自転車用ヘルメットの購入費を助成します。また、子育て世代の保護者を対象とした「交通安全研修会」を実施し、交通安全意識の向上を図ります。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

事業名		事業目標
224	公園等防犯カメラ整備事業	地域要望等を踏まえ、必要のある場所に防犯カメラを設置することによって、安心して利用できる公園づくりを目指します。
	担当課 公園緑地課	

## コラム 24:公園等防犯カメラ整備事業

豊島区では現在、44か所の公園・児童遊園、公衆トイレに防犯カメラを設置しています。

公園等のトイレや利用者の多い公園に防犯カメラを設置することで、犯罪等の抑止になり、安心して公園を利用していただくことができます。

また、迷惑行為の多い公園や動物へのエサやりといった不適切な利用に対して、映像を確認し注意指導することで、近隣住民の方や地域に安心安全な環境を維持できるよう努めています。

現在、不適切利用や警察の問い合わせに素早く対応できるよう、職員がリアルタイムに公園の映像を確認できるクラウド型の防犯カメラに順次切り替えています。



### 4 防災意識の向上

#### ● 計画事業

事業名		事業目標
225	<b>新規</b> としまDOKI★DOKI防災フェス	楽しみながら防災について考える機会を提供し、子ども・若者一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
	担当課 防災危機管理課	
226	<b>新規</b> 防災授業	豊島区の防災体制の理解についての講話や授業、避難所運営ゲームなどを実施し、子ども・若者一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
	担当課 防災危機管理課	

## 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり

### 現状と課題

子どもや若者が伝統文化や芸術に触れることは、感性や想像力を豊かにする重要な機会です。日常生活では得られない感動や刺激が、子どもや若者の成長を促し、地域文化への愛着や理解を深めることで、地域社会への参画を促進します。

豊島区には、長崎獅子舞をはじめ、多彩な地域文化が古くから育まれてきました。また、地域で長く続く祭りやイベントも数多く存在します。

令和5年度に実施したアンケート結果によると、「あなたは、豊島区郷土資料館など文化施設を使ったことがありますか」という設問に対して、「利用したことがある」と回答した子ども・若者は10.4%でした。また、「あなたは、地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことがありますか」という設問に対して、子ども・若者の45.2%が「参加したことがない」と回答しました。

地域の文化や芸術に触れる機会を増やす取組が求められています。

### 方向性

豊島区がこれまでに培ってきた文化芸術に関わる取組を活用し、地域で生活する子ども・若者が、日頃から文化芸術を身近に感じて楽しめる環境を引き続き整えていきます。

また、企業等と連携・協働することで、これまでアプローチが難しかった対象へのイベントや親子向けイベントの企画も実施します。

さらに、このような文化芸術活動の魅力を子ども・若者に伝えるために普及啓発と情報発信等の活動を進めていきます。

### 計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
文化芸術に触れる機会が「どちらかという多くなった」と感じている18歳以上の区民の割合	令和5年度	34.6%	

根拠:協働のまちづくりに関する区民意識調査

## 具体的な取組

### 1 文化・芸術に親しむ環境づくり

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
227 <b>新規</b> トキワ荘マンガミュージアムの運営	豊島区ゆかりのトキワ荘等のマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、マンガ・アニメを核とする地域文化の継承・発展を目指します。	トキワ荘のあった南長崎地域で「トキワ荘マンガミュージアム」を運営し、マンガ・アニメ文化の発信やマンガによるまちづくりを地域と一体となって進めます。
<b>担当課</b> 観光課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
トキワ荘マンガミュージアム及び関連施設年間来館者数	123,447人	150,000人

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
228 <b>新規</b> 文化・観光情報発信	区HPや広報紙、Instagramを通じて豊島区の文化や観光情報の発信を行います。これにより区民に対しては地元の魅力に気が付く機会を生み、また豊島区区外の方に対しては大塚や巣鴨、駒込といった池袋以外のエリアへの観光誘客を図ります。
<b>担当課</b> 観光課	
229 トキワ荘通りお休み処の運営	トキワ荘のあったまちの散策拠点である「トキワ荘通りお休み処」を運営します。トキワ荘の部屋の再現等のほか、休憩スペースも設け、トキワ荘マンガミュージアムと連携してまちの魅力を発信します。
<b>担当課</b> 観光課	
230 芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業	芸術文化劇場(東京建物 Brillia HALL)の管理運営を行い、魅力的な公演を上演することで、区民に良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術文化により地域のにぎわいを創出します。
<b>担当課</b> 文化企画課	
231 <b>新規</b> あうるすぽっとの運営と文化の発信事業	舞台芸術交流センター(あうるすぽっと)において、舞台芸術公演、各種講座・ワークショップ等の事業を実施し、芸術文化を通して多様な人々が集い交流する機会を提供します。
<b>担当課</b> 文化企画課	
232 池袋西口公園野外劇場管理運営事業	本格的な舞台、ダンス、クラシックなどの音楽会等ができる野外劇場として池袋西口公園野外劇場(GLOBAL RING THEATRE)を整備・運営し、良質な文化の発信やまちの賑わいの創出を図ります。
<b>担当課</b> 文化企画課	
233 池袋モンパルナス回遊美術館事業	「街のどこもが美術館」をコンセプトに、かつて「池袋モンパルナス」と呼ばれた池袋西口、長崎、千早地域だけでなく、豊島区全域に拡大し、美術作家から小学生等までの多彩な作品を展示します。
<b>担当課</b> 文化事業課	
234 <b>新規</b> 熊谷守一美術館の管理・運営	画家熊谷守一の作品を展示する区立美術館を運営し、区民等が芸術に触れる機会を提供します。
<b>担当課</b> 文化事業課	

事業名	事業目標
<p>235 障害者文化活動推進事業</p> <p>担当課 障害福祉課</p>	<p>文化芸術活動を通じた障害者の社会参加促進と、区民の障害者美術に対する理解を深めるため、豊島区障害者美術展「ときめき想造展」、庁舎まるごとミュージアム、障害者アート教室などを開催します。また、民間事業者と連携し、まちかど回遊美術館、Echika池袋ギャラリーなどの展示に参加します。</p>

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編



